

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の認可申請並びに設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【3】」

2. 日時：令和4年8月26日 16時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、西内安全審査官、中野安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、山下係長

四国電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門

安全・防災グループ マネジャー◎ 他11名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事 設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表
- ・資料2 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請書の補足説明資料
- ・資料3 伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事に係る設計及び工事計画認可申請書の補足説明資料
- ・資料4 火災感知設備の安全機能上の重要度分類について
- ・資料5 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請書及び使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事に係る設計及び工事計画変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから、四国電力伊方発電所の火災感知器バックフィットに係る設計及び工事計画認可申請。
0:00:10	及び変更認可申請についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:15	それでは四国電力の方から資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:29	衛藤すぐく電力ミュートになってますか。聞こえてます。一応、
0:00:35	四国電力ミュートになってます聞こえてます。
0:00:40	四国電力原子力部タカキです失礼いたしました。
0:00:43	それでは四国電力原子力部タカキの方から本日のヒアリング説明させていただきます。
0:00:50	それではまず資料のご確認から本日の資料資料 1 から資料 5 までで、
0:00:56	五つございます。資料の右下に通し番号でページを振ってございますので、ちょっと資料のページを刺す際はその右下の通し番号の方で説明をさせていただきます。
0:01:08	それでは資料 1 右、1 ページ、コメント管理表に沿ってコメント管理表上から前回コメントの回答として説明を始めさせていただきます。
0:01:21	あとはコメントNo. 11、
0:01:23	火災感知設備が+3 と、付帯感知設備がクラス 3 とする根拠を説明することということで資料 4 の方に、
0:01:33	と整理してございます。80 ページをお願いいたします。
0:01:41	80 ページの方で伊方発電所原子炉施設設置変更許可申請書の、
0:01:47	申請書を抜粋したものを、と記載してございます。こちらに赤四角で囲っております通り、まず消火設備につきましてはMSさんのクラスとしての整理をしてございます。
0:02:00	79 ページをお願いいたします。
0:02:04	同じく設置許可申請書の抜粋をした資料となります。
0:02:08	赤下線部の通り、そう。
0:02:11	当該系の機能遂行に直接主となる間接系につきましては、当該系と同意の重要度を有するものと、と伊方発電所では整理してございます。
0:02:24	右下 78 ページをお願いいたします。
0:02:29	設置許可申請書の記載を踏まえましてまた今回、
0:02:33	当工事の内容を踏まえますと、78 ページ中段の本工事ではから始まるパラグラフの通り、
0:02:41	当本工事ではハロン消火設備用の感知器、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	感知器の火災信号を中央制御室で一つずつ、特定できるように信号伝達方法を変更することとさせていただきます。
0:02:55	このため本工事に関わる範囲にはハの消火設備用の感知器が含まれて、当間田原の消火設備専用の感知器につきましては、消火設備の起動に直接必要な機能で、
0:03:08	あると考えてございますので消火設備の直接、
0:03:12	直接関連系と、
0:03:14	なるため、感知器につきましてはN-Sさんであると。
0:03:19	整理してさせていただきます。
0:03:22	コメントNo. 1 の回答は以上となります。
0:03:26	1 ページに戻りましてコメントNo.2 番の回答。
0:03:30	説明をさせていただきます。
0:03:35	確認事項、まず確認事項が、感知器フロー図のうち、感知方式の選定感知器の選定に係る基本的な考え方を説明すること。
0:03:44	またパンチですとか、何を考慮してどのように選定されたか抽出プロセスがわかるように記載することと、
0:03:50	ご確認事項をいただいております。こちらの回答としまして補足説明資料 5 に、
0:03:57	この記載を充実させていただきます。
0:04:01	右下 6 ページ、お願いいたします。
0:04:06	補足説明資料 5。
0:04:08	の 5 ポツ 5 に火災感知設備の、火災感知器の選定設置方法の考え方を整理してさせていただきます。
0:04:16	スポーツ 5 の(1)には課題謀臣者基準の 2 ポツ 2 ポツ 1、(1)の①の要求事項に対する設計方針といたしまして、感知器の選定について
0:04:29	宣伝に関わる設計方針を明記してさせていただきます。
0:04:34	右下 9 ページをお願いいたします。
0:04:38	同じく補足説明資料 5 の 5 ポツ 5 の(2)。
0:04:42	(2)の部分に、火災防護審査基準の 2 ポツ 2 ポツ 1(1)の 2 の、②のよ く事項に対する、
0:04:51	設計方針といたしまして火災感知器の設計、設置に関わる設計方針を整理してさせていただきます。
0:05:00	ええ。
0:05:02	日比氏でございます。
0:05:05	5 ポツ後囊(1)(2)の部分に、コメントNo. 2 の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:12	管地区の選定正式に関わる基本的な考え方を明記するように記載を充実化してございます。
0:05:20	続きまして、1 ページのコメントナンバー3。
0:05:24	の説明。
0:05:26	をいたします。まずご確認事項が感知フロー図のうち消防法施行規則の対応条文を記載すること。
0:05:34	ということで、同じく補足説明資料 5 の右下、
0:05:40	9 ページをお願いいたします。
0:05:44	9 ページの下から 3 行目のところ、1 ポツの項目から 2 ポツの項目に地方施行規則の、記載されている条文とその条文番号の方を、
0:05:55	明記するように記載を充実化してございます。
0:06:01	続きまして 1 ページ目のコメントNo. 4 の回答の説明です。
0:06:05	ご確認事項が、感知器の設計フロー図のうち屋外エリアにおけるフローの考え方を整理し説明することということで、私はフロー図の見直しを行いました。右下 14 ページをお願いいたします。
0:06:22	14 ページのフロー図の一番上の二つのひし形のところで屋外のと整理を、屋外に関わる感知器の設計の整理、設置方法の整理を、
0:06:34	見直した見直し。
0:06:37	ございます。
0:06:39	シバタ二つ上側のひし形のところで、
0:06:42	設置場所屋外かということで
0:06:47	感知器を設置する場所が完全な屋外で感知器の設置場所の上に天井等がないような完全な屋外部分であればESのように、
0:06:56	お風呂が流れるように、と記載を見直してございます。また次のひし形のところで、設置場所が地下タンクまたはトレンチかということで、完全な屋外ではなくて上部があるようなエリアは、
0:07:09	このシバタでESの方に流れるようなフローとして屋外の、
0:07:13	設計方針を見直してございます。
0:07:17	続きまして 1 ページ、ナンバー5 の、
0:07:20	ご確認事項の説明です。確認事項が、
0:07:24	火災感知して、
0:07:28	地域設計フロー図のうち率、実用上困難としている箇所について、考慮事項を明確に説明することということでこちらも、
0:07:37	こちらのフロー図と説明文のところちょっと記載を充実化、再検討いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:45	まず本文の方で右下 10 ページをお願いいたします。
0:07:50	先ほど説明した感知器の設置方法に関わる設計方針を記載した。
0:07:55	当部分となります右下 10 ページのポツのところ、失礼しました。
0:08:02	失礼しました右下 10 ページのポツのところで、
0:08:06	実用上困難な箇所の
0:08:10	他の説明を追記、記載の充実化をしてございます。
0:08:15	フロー図の方の修正で右下 14 ページお願いいたします。
0:08:22	右下 14 ページの一番左左の列の一番最後のひし形のところで、ちょっと水面上等設置及び地方の都市が困難な場所かというフロー図で、
0:08:35	実用上困難なところを具体的に明記、記載の見直しを図って、
0:08:41	ございます。
0:08:44	スポーツ、コメントの回答以上です。
0:08:48	右下 1 ページコメント 6 の確認事項。
0:08:53	換地的フロー図のうち保安水準の適用について基本的な考え方と具体的な保安水準確保方法の関係を明確にして説明することと、いうことで、
0:09:06	疋田 9 ページをお願いいたします。
0:09:11	(2)の感知器の設置、設置方法を説明する部分でこちらを明記してございます。
0:09:19	どう。
0:09:22	細かいところは割愛させていただきますがまずは消防法施行規則に基づく設計ができるかどうかを確認しながら、ただ、
0:09:34	環境条件を踏まえながら環境所、感知器を設置することが困難な場所等であれば、
0:09:42	失礼しました。
0:09:50	失礼しました。藤西田 9 ページの上の параグラフでまずは消防法施行規則に、
0:09:57	基づく設計を行う、行います。
0:10:02	また、関係の設置方法について火災予防上支障がないことを確認した上で、9 ページのローマ数字 1 から 3
0:10:12	に記載。
0:10:13	場合にはこちらも適用するような設計で、関山では進めます。
0:10:20	9 ページ等、中段、下のただし書から始まる параグラフする。
0:10:25	のところに記載しております通り、2 ポツから 2 ポツに該当するような、
0:10:31	環境条件の場所、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:33	また、10 ページのボポツやヘポツに該当するような、と感知器を設置する言葉が適切でない場所である場合については、
0:10:42	10 ページの最後の文章以上よりから始まる文章の通り、
0:10:48	いえ、
0:10:51	別の設置基準を瀬下。
0:10:54	基準を満足できるよう感知器等を設置する設計方針と、
0:10:59	するように基本的な考え方を、この部分に整理してございます。
0:11:08	また、具体的な保安水準確保方法といたしまして、右下 11 ページ。
0:11:15	の上の
0:11:18	箱書きで困っている部分臭い。
0:11:21	区域または火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、
0:11:26	設置場所において発生する火災を漏れなく確実に感知できることと。
0:11:31	具体的に、等保安水準を確保するための方法を明記してございます。
0:11:38	ポツの説明以上です。
0:11:40	1 ページ
0:11:43	の説明です。赴任事項が、感知器フローズンにおいて工事基準書の適用は細胞審査基準に基づくものではないので、記載を修正することと、
0:11:54	ということで、右下 14 ページのフロー図に反映してございます。14 ページのフロー図、一番下の長方形の、
0:12:04	等負債防護審査基準 2 ポツ 2 ポツ 1(1)②に基づき感知器を整備。
0:12:11	感知器等設置を記載してごまごましますところに、
0:12:18	もともとは工事基準書等を範囲工事基準書、
0:12:27	法の記載も併記しておりましたが記載の見直しでそれらを個人上に関わる記載を削除してございます。
0:12:38	ポツの回答以上です。
0:12:41	1 ページコメント 8 番の、はい、説明です。確認事項、光ファイバ温度監視装置が中央制御室に移行しないことについて考え方を説明することと いうことで、
0:12:58	右下 41 ページ。
0:13:00	お願いします。
0:13:02	西田 41 ページ、(2)のbポツ項。
0:13:06	2 光ファイバ温度監視装置にて火災を感知した場合の中央制御室室での監視方法を、
0:13:14	明記してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:17	1 ページ目のコメント回答は以上となります。失礼しました。火災感知器追設工事に関わるコメント回答については以上となります。
0:13:26	右下 2 ページをお願いいたします。
0:13:30	使用済み燃料乾式貯蔵施設設置工事に関わるコメントリストとなります。こちらのナンバー1 の説明に、
0:13:38	説明をいたします。
0:13:40	ご確認事項が異なる種類の感知器を設置しないのであればフローズお持ちで明確化することということで、
0:13:48	不
0:13:51	資料の方見直しを行っています。
0:13:55	詳細は割愛させていただき、いただきますが、衛藤、資料 3、4、12 ページからは、原始まる資料 3 の方に、
0:14:06	藤管式共同施設設置工事。
0:14:10	補足説明資料を追加。
0:14:12	でございます。
0:14:15	また補足説明資料の、
0:14:17	5 といたしまして感知器の性能に関わるものの説明をしてこちらに、先ほど説明いたしましたフロー値と同じものを、
0:14:26	追記追加いたしましたしてフロー図に沿って乾式貯蔵施設の、
0:14:31	と火災感知器の設計を行いました。その結果、感知器に、
0:14:36	はい。
0:14:38	感知器の廃止や数量について、本人の後から見直しが必要と考えてございまして、補足説明資料 6 のところで、
0:14:48	火災感知器の配置。
0:14:51	数量等を見直したものを、改めて掲示させていただいております。
0:15:00	補足説明資料 7 のところで細かな強い環境条件等を記載した資料を追加してございまして掘切環境条件等を裁判所の責任についてはこちらで説明をさせていただきます右下、
0:15:17	7ヶ所に関わるパイプの責任、説明をさせていただきます。お願いいたします。
0:15:25	73 ページから、とは
0:15:28	使用済み燃料乾式貯蔵建屋を、
0:15:31	止めエリアごとに、
0:15:34	火災感知器の設計をこちらに明記してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	まず使用済み燃料乾式貯蔵建屋 1 ということで、30 何さ、73 ページの上に図 7-2-1 に、
0:15:49	断面図を期待しておりますエリアの設計の説明となります。まず、エリアが大きく通路エリアと乾式キャスク
0:15:59	3 エリア結城エリアというふうに分かれています。こちらの間、こちらのこれらのうち、塞い感知器の選定を、
0:16:09	7 ポツ 2 ポツ 2- (1) で説明してございます。
0:16:14	あと休憩エリアにつきましては、
0:16:20	可搬式初動施設の
0:16:23	外規模吸気するエリアとなりますので自然対流による空気の
0:16:29	流れがでございます。
0:16:32	でございますので炎感知器以外の感知器を選定することが適切ではございませんので、休憩エリアにつきましては、この感知器のみを選定する設計としてございます。
0:16:44	その他乾式キャスク保管エリア通路エリアにつきましては、それぞれ異なる 2 種類として、ファンエリアについて、ついては、煙炎の感知器を選定してございます。
0:16:56	通路部エリアにつきましては、煙と熱の感知器を選定してございます。また通路部エリアの上部には排気、
0:17:05	排気部がでございますのでこちらには、非アナログ式の炎感知器を選定する設計としてございます。
0:17:19	二重等、
0:17:20	吸気エリアの設計につきまして衛藤右下 74 ページの C ポツに記載してございます通り、
0:17:28	休憩エリアについては外気が流通するエリアとなりますので、この間地域以外の感知器が、
0:17:36	選定できないことを踏まえまして、
0:17:40	うん。
0:17:51	踏まえ、
0:17:56	踏まえまして休憩エリアには、床の感知器を設置しない、炎感知器以外の感知器を、
0:18:02	設置はしないのですが、普及器エリアの吸気エリアからは保管エリアに向かって風が、
0:18:10	流れますので、休憩エリアで発生する煙については保管エリアで、
0:18:15	感知、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:19	駅、休憩、休憩エリアにおける設置基準を満足する、満足できる設計と。
0:18:24	考えてございます。
0:18:27	休憩エリア以外の保管エリア通路部、通路、通路エリアにつきましては、消防法施行規則通り、
0:18:36	配管事業を設計選定してございます。
0:18:40	また費用積立使用済み管乾式使用済み燃料乾式貯蔵建屋、
0:18:48	F2 イトウ-3 のエリアにつきましては消防法施行規則通りに、かつ、異なる2種類の感知器を選定して設置する設計としてございます。
0:18:58	フロー図に沿って乾式貯蔵建屋監視費用済み燃料乾式貯蔵建屋の火災感知器を、の積を見直した結果は以上となります。
0:19:10	あと、説明資料8といたしまして、
0:19:14	受信機に関わるものということで中央監視に関わる、
0:19:18	資料を色素建屋、菅塩見の乾式とぴあ
0:19:23	の監視に関わる資料を、補足説明資料8として追加してございます。
0:19:33	前回のコメント回答は以上となります。
0:19:44	衛藤規制庁ニシウチですじゃちょっと事実確認を進めていきますか。
0:19:51	どこから。
0:19:57	まあ、順番に、
0:19:59	きますかね、コメントNo. 1 番の、
0:20:05	岩砕感知設備がクラスⅢの根拠の話なんですけど、どう
0:20:16	まずもって、許可の方では、
0:20:20	関連系であるってことは明記してないって理解でよかったですかね。
0:20:30	四国電力高木です。
0:20:33	臭い
0:20:34	式。
0:20:36	が、消火設備の関連系であることを明記しているかどうかというご質問。
0:20:42	電子化っていいですよ。はい。その認識で結構です。
0:20:47	四国電力高木です。市長明記はしてございません。
0:20:52	はい。
0:20:54	前回ヒアリングでお話したのは結局との整合性も含めて、どう考えてるのかっていうところ、まさにそこを言ったつもりでして、
0:21:05	結局あの時点で、その細野本当にそうそういう説明を今までされてたんでしたっけってところが気になってますということなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:25	四国電力高木です。今のご質問は、過去、
0:21:30	にも同じような、消火設備の直接関連系という説明を確保した実績があるのかどうかというご質問でよろしかったでしょうか。
0:21:40	その通りって要は許可のタイミングで、消火設備がエムエススリーってことは明確に書いてますよねとそれは指針とかにも書いてますけど、
0:21:51	じゃあ、感知設備っていうのがその関連系だよってということがちゃんと説明されてるんで、その今考えてますっていうことは書いてあるんですけど。
0:22:03	嘘の説明、ちゃんとしてるんだとそういうふうに明確にどこかに書いてあるんでしたっけっていう話ですね。
0:22:22	四国電力高木です。
0:22:24	藤。
0:22:26	具体的には、被災はしていないんですけれども 79 ページの通り当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は、
0:22:36	当会計と同意の重要度を有するものとみなすという記載でええ。
0:22:44	の整理で監査、感知器、消火設備の起動に関わる感知器については、N-Sさんと整理している。
0:22:54	と説明して、
0:22:57	おります。
0:22:58	それと、規制庁ニシウチですけど、
0:23:01	まずちょっと自動消火設備とそうじゃない消火設備等で話が大きく分かれるのかなと思うんですけど、
0:23:10	一番わかりやすい話でいうと普通の、要は自動消火じゃない感知器は、そもそも感知器がなくても、
0:23:17	動きしょうか。
0:23:19	機能はありますよね。
0:23:22	それはだから間んちほ、当該系の機能遂行に直接必要となるっていうところでどう読むんでしたっけって話なんですけど。
0:23:34	そっちについては特に考えてないってことでいいんでしたっけ。
0:23:38	四国電力のシゲマスです。おっしゃる通り消火設備には自動とそうじゃない手動の消火設備分かれると思っておりまして、
0:23:47	今回の直接関連系というのは自動消火設備の時の遂行に必要な火災感知器該当すると思っております。その辺先ほどのタカキの説明の補足にはなるんですけれども、
0:24:01	資料番号 81 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:06	こちらの方が再稼働のときの設置許可の審査におきまして当間共用設備の設置、
0:24:19	資料の抜粋になりますけれども、
0:24:21	こちらの方で下線引いてます。おります仮称安全施設のうち、というところで火災感知設備と消火設備であるということで、当間安全施設として、火災感知設備の一部も含まれているというところを、審査、
0:24:35	の中でご説明をしておりますので、
0:24:38	そういった意味でも設置許可カーの説明の追において火災感知設備が
0:24:44	安全機能を有する設備に含まれるというところでご説明をしていると考えております。
0:24:51	以上です。
0:25:00	うん。
0:25:01	規制庁西内です。
0:25:04	ちなみにここであれですねテンパチの一番最初の適合性の方針を示すところだと思うんですけど、そのあとに具体的に設計を示している。
0:25:15	具体的に感知設備とか設計示してる部分あると思うんですけど同じようにそこにも書いてあるって理解でよかったです。
0:25:27	四国電力シゲマスです。ちょっと、
0:25:30	確認は取れてないんですけどおそらく、
0:25:32	火災防護設備のところでは具体的には書いていないかと思います。
0:25:39	規制庁西内です。それ一で渡して説明していたと言うかどうかがちょっと微妙なところかなという気は正直しますと、
0:25:55	少なくともさっき言ったように火災感知器がすべてがそうっていうわけではまずないんですよ。
0:26:04	そこは少なくとも同じ理解っていうことでもいいんですよ。四国電力シゲマスですその認識です。
0:26:11	規制庁西内です。ふうん。
0:26:17	自動消火設備にちなみ自動消火設備っていうのは、
0:26:24	感知器からの起動信号がないと起動できないんですけど。
0:26:29	食欲シゲマスです。そう。おっしゃる通りで、火災感知器から、
0:26:34	信号によって自動起動する消火設備になります。
0:26:38	まさに質問は自動、それでしか起動しないんですけどっていう質問なんですけどそれイエスでよかったですかね。
0:26:47	藤企画役シゲマスです。通常の仕様としては、その使用主巻か火災感知器の起動信号による、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:58	ます。
0:26:59	すいません通常の使用についてはというより、ごめんなさい質問は単純にその消火設備として、
0:27:06	その信号が入らない限り遠隔起動とかができないものなんでしたっけ。
0:27:15	四国電力の磯野です。えーとですね自動消火設備ですけども、基本的に起動できるかできないかというところでは、手動で現場で、
0:27:25	起動することは可能です。
0:27:28	で、自動につきましては、感知器から信号をもらって、自動で起動するというものです。で、これは火災防護審査基準の方の、
0:27:40	要求で、弊社が、系統分離として、自動消火設備という方を選択しておりますので、それで要求事項としてはもう弊社の方では自動全域ハロン自動消火設備と、
0:27:54	いう整理で、通常時の使用状態においては、自動状態で待機するという意味で、自動としているだけで、手動で操作することは、
0:28:06	現場では可能です。以上です。
0:28:10	同規制庁ニシウチです明確な回答ありがとうございますあとちょっとすいません私が今一瞬勘違いしてました
0:28:17	自動消火ってこれあくまで影響軽減としての消火設備なんでしたっけ。
0:28:21	それで期待してる設備って理解でよかったですっけ。
0:28:25	四国電力、磯野です。はい系統分離、要求事項上は、消火困難のエリアの章、あれですね、感知消火のところ、
0:28:38	消火困難のエリアについては、自動でやるか、手動で起動するかという選択肢はあるんですけども、
0:28:49	弊社はAAA影響軽減のところ、
0:28:54	系統分離に自動消火設備という要求がございますので、消火困難のところの手動というのは、選択はしておりませんすべて、
0:29:06	自動消火設備ということで、対応しております。
0:29:12	規制庁西内です。まず、明確にわかりました
0:29:19	少なくともまず今の現時点の状況においてですけど、先行の審査状況等を踏まえた上での多分これ示してもらってると思うんですけど、
0:29:30	まず先行の時には少なくともここは違うよねって話をまずしてました後、
0:29:37	まず、影響軽減の項で設けている消火設備の話をするべきなのか、いわゆる感知消火のほうで置いている消火設備の話をするべきなのかっていうところでまた話がいろいろややこしくなってくるのかなと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:55	さっきおっしゃっていただいたように影響軽減の前で自動消火を基本的には求めているんですね。
0:30:00	一方でこの指針で言っている消火設備って別に自動っていう話も明確に書かれていなくて、果たしてその影響軽減の項目の話をしているのかどうかっていうところも若干疑問があるかなあと。
0:30:13	その上でじゃ次どうす菅監事消火の項目における、消火設備として果たして感知器って直接機能遂行に必要なものなんでしたっけというと、
0:30:27	例えば電力とか、
0:30:29	そういったいわゆるサポート、それサポート系だと間接またなっちゃいますけど、ちょっとそれ、いわゆるその直接的に必要なものと言われると、
0:30:39	若干やっぱイメージが違うんじゃないかというところもちょっと感じるところですと。
0:30:45	いうところまあ、このテンパチ能この一番最初の適合性の方針とかに書いてますっていうのが一つあるんですけど、一方でこの後の具体的にテンパチの具体的な設計をテンパチこんなどか、
0:30:56	各2章以降で書かれるじゃないですか。
0:30:59	その中で同じ記載が、
0:31:01	ないのであれば、何かそれは説明されてないに等しいという方針だけ示されてるだけですよっていう気もしてしまっていてちょっと疑問に感じるかなあというのがまだ残っているっていうのが正直なところです。
0:31:39	四国電力シゲマスです。
0:31:43	関連系の記載につきまして方針については資料番号79ページの通りでございますけれども、
0:31:50	この関連系について、1個一つ1通すべてをこの設置許可の中でご説明はしていないという認識でございます、書いてないからという。
0:32:03	そうじゃない、安全機能する設備ではないというものではないかなと考えております。
0:32:11	それはおっしゃる通りだと思いますただそれって言うなれば逆もしかりで、
0:32:16	要は、どういう考えに基づいてどうなんですかそうなんでしたっけっていうところだと思うんですね
0:32:24	自動消火設備やまずここで言ってる消火設備って影響軽減でオク設備のことも含む話なんでしたっけ。
0:32:33	であれば何か自動消火設備って書かれない。
0:32:37	どう、影響軽減の要求とは異なってきますよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:43	そこを、
0:32:44	影響軽減の話ではなくてあくまで感知消火で期待する設備として消火設備っていう位置付け。
0:32:51	と思ってたんですけどそこは連れてます。認識が。
0:33:01	それはあくまでさっきおっしゃっていただいたように、いやそこはずれてないんだけど、ただ、
0:33:09	影響軽減のほうで結局自動がかかるのって、感知消火としても自動なんですってそういう理解でしたけどどっちでしたっけ。
0:33:17	局の磯野です。すみませんちょっと回答の趣旨が合っているかはちょっとあれなんですけど。
0:33:23	とですね順番を言いますと、消火設備のところの要求として、もし手動ですね、選択する場合は、中央制御室から、
0:33:34	消火設備を起動できるように設計するように要求されておりました、
0:33:41	それは、弊社には中央制御室から起動することはできませんので選択していないというのはそういうことでして、ですので、消火設備の、
0:33:52	要求のところ、まず首藤っていうのは、もう取っていないですねか取れていないです当社として、そこは実現できておりませんので、
0:34:04	この消火設備のところにおいても、もう児童の要求に対して、消火困難に対しては、児童として、要求事項を満足しているというところに、
0:34:17	なりますので、検討の過程においてはですね系統分離対策として、自動しか取れないというところろ結局系統分離するところが多いので、
0:34:29	自動、大半のところは自動になるので自動選択としたという経緯はあるんですけども、
0:34:35	消火設備として見たときにおいても、手動というところはもう取らずに、自動でそれをすべて実現したというところになります。
0:34:46	ですので
0:34:48	ここ、影響軽減だけかというと、消火設備としても、自動として私営要求事項を満足させているというところですよ。以上です。
0:35:00	衛藤規制庁の西内です。
0:35:03	衛藤。
0:35:06	とりあえずそのましょ。
0:35:08	感知消火の。
0:35:11	のところの消火設備の感知器として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:15	関連系だっていうことを言いたいっていうことは、とりあえず説明はアノ方向はわかりました後で、ちょっと関連とかあわせてお聞きしておきたいのか。
0:35:26	その自動消火設備用の感知器、
0:35:32	まずその火災区域区画に置く感知器。
0:35:37	等、違う位置付けのものだと思っていて、ではまず火災の感知で、消防法施行規則通り置きましょうね、大分感知器っていうのが中操で監視しましょうねっていうのが今回のバックフィット部分であって、
0:35:49	その次の項目の消火設備のところ、自動消火設備を置きますようじゃそれ用の感知器を置きましょうねっていうものなので、ちょっとその今回のバックフィットとは別な部分だと思うんですけど。
0:36:02	それはさっき言った自動消火設備の感知器っていうのは、
0:36:07	まさに今回バックフィットの対象となっているその感知の子においても、それを兼用している。
0:36:12	というような位置付けなんですってつけ。
0:36:16	あと四国電力シゲマスです。資料番号資料のページ番号の 40 ページをご覧くださいなんですけども、
0:36:25	こちらに火災感知器追設工事後の概略系統図がございまして、こちらで言うと左図の左下の方に、ハロン消火設備、
0:36:35	用の感知器、それから、
0:36:38	火災感知用の感知器がそれぞれ記載されております。
0:36:41	今回の火災、
0:36:43	感知器のバックフィット対応としましては、もともとある、自動、こちらと、もともとある火災感知用の感知器に加えまして、
0:36:52	消火設備用の専用感知器、こちらも火災感知用として取り込むことで、その
0:36:59	2 種類を合わせまして、トータルで消防法施行規則に必要な火災感知器を満足として満足しようということ考えております。以上です。
0:37:11	うん。
0:37:12	うん。
0:37:13	うん。衛藤規制庁ニシウチです。衛藤。
0:37:18	とりあえずやりたいことはちょっとやっとなってきたんですけど、
0:37:22	まさにこの 40 ページのこの、
0:37:26	この部分で言ったときに、今説明の中であつたように例えばこの全域ハロン自動消火設備を置いている区画区域があるじゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:34	で、その区画区域の中の部屋にはまず異なる種類の西の感知器が2種類置いてあるんですね。置いてあった上で、
0:37:44	さらに自動消火設備用の感知器っていうのもつけているっていう状況でよかったんですけど。
0:37:51	四国電力シゲマスですご認識の通りでもともと火災感知用の感知器と別に、消火設備用の専用感知器。
0:38:02	同じ区画に設置されていると。
0:38:06	いうものです。
0:38:09	規制庁西内です。
0:38:12	そうした時に、さっきのちょっと若干すいません私が流れていっちゃったのでちょっと聞こえてなかったかもしれないですけど、
0:38:19	今回感知器の要求のバックフィットをかけたのはあくまでもともと置いてある感知器の方だと思っていて、それが消防法施行規則通りちゃんと区域区画についてますかっていう要求というふうに理解をしますと。
0:38:33	で、その感知器の信号をちゃんと中央制御室で監視しましょうね、要は火災の発生っていうのが監視できるようにっていうものだと思っていて、必ずしもその自動消火設備用の
0:38:44	感知器まで、中央制御室で監視することを要求しているわけではないという理解なんですけど。
0:38:51	そこはちょっと認識が違いますかね。
0:39:10	四国電力タカキです少々お待ちください。
0:39:49	思考カシゲマスですすみません
0:39:51	ご質問の趣旨の確認なんですけれども、
0:39:53	衛藤。
0:39:56	今回、工事としましては消火設備専用の感知器を取り込むことで消防法施行規則を満足させるようにしようということで考えているんですけども、それはあくまで障防法消火設備、
0:40:11	専用の感知器をたまたま使っただけであって
0:40:15	要求としては火災感知だけなのでそれは、
0:40:18	関連系にはならないのじゃないですかというご質問では、
0:40:23	趣旨合ってますでしょうか。えっとですね、ちょっと若干エムエススリーの話の確認というよりかは、そもそも今回の工事範囲どこなんですかっていう若干確認の方にすいません私の方は認識が映っててまずそっちを核に固めたいっていう認識でしたんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:42	そういう意味で質問を1回だけというと、この、この3Sの40ページの左下の図で言うところの全域ハロン自動消火設備用の感知器があるじゃないですか。
0:40:54	これがないと、
0:40:56	今回のバックフィットのそもそもの要求である異なる2種類の感知器のそれぞれを消防法施行規則に基づいて設置すると火災区域区画にはと。
0:41:05	この自動消火設備用の感知器がないとそれが達成できないってそういう位置付けのものなんでしたっけこの感知器っていう。
0:41:13	四国電力シゲマスですご認識の通りです。
0:41:18	規制庁西内です。ちなみにそれは現許可工認においても、いわゆる消火設備の中の感知器だけではなくて、感知設備としての感知器としても使用しているっていう理解でよかったんでしたっけ。
0:41:33	今は使っていないけど、今回のバックフィットに伴ってこれを活用したいと考えているとそういう説明でしたっけ。
0:41:39	四国電力重松です。今の後任としましては、この消火設備専用の感知器を除いた感知器、
0:41:46	でご説明を
0:41:49	スズキ、
0:41:52	だけで必要な数を、
0:41:55	設置していると思っております今回のバックフィットで新たに消火設備の感知器を加えると、
0:42:00	ということで考えております。
0:42:04	規制庁西内です。
0:42:07	ちょっとまずやりやろうとしていることはやっとなんかわかりましたんで、ちょっと先にそっちの確認をちょっとしたいんですけど、ちょっとだけお待ちいただいてもいいですか。
0:42:19	規制庁西内です。
0:42:24	とりあえずちょっとやろうとしていることはわかってきたんですけど、一方でさ、
0:42:30	来ちょっとちらっと聞いたときには、今までも兼用していったっていう回答もさっき高野に聞こえていって、ちょっとやっぱり状況がよくわからないので、
0:42:42	ちょっとまず、
0:42:46	その兼用というか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:48	例えば窓どこかでもどこか一つの区画でもいいんですけど、ちょっと具体的にこういう状況になっているんだっていうことをちょっと別途説明いただいてもいいですか。
0:42:57	要はこの全域ハロン消火設備が置かれているカクウであって、それしか用感知器がない状況なのか、それ以外にも感知器があって、要はどういう関係になっているのかっていうのがちょっとわかるものをちょっと別途説明いただいてもいいですか。
0:43:16	四国電力シゲマス承知いたしました。
0:43:19	はい。規制庁西内ですちょっとその上で、さっきの安全系の話にちょっと話を戻したいんですけど。
0:43:28	衛藤消火設備がござい自動消火設備の起動にあたって、
0:43:35	ての関連系っていうところは、ある程度ロジック的にもある程度理解できます。で、一方で、
0:43:44	今回今や、今の話を聞く限りですよ、別に消火設備の感知器として先進性をしてるわけではないんですよ、今回の申請範囲って。
0:43:54	あくまで単純粋な感知器として申請をしているわけですよ。
0:43:59	その場合においても、やっぱり関連系なんでしたっけ。
0:44:03	要は安全機能安全施設になるんでしたっけ。それはもはや通常の感知器と何ら変わらないのではという気がしているんですけど。
0:44:12	そういう整理。
0:44:23	被告電力タカキです。
0:44:26	ご説明、ご指摘いただいた通り切り分けた考え方で、消火設備専用の感知器を流用しますが、理由を
0:44:36	火報設備用の感知器として使うっていう火報設備用としての機能だけを、佐瀬バー御説明いたご指摘いただいた通りと考えます。
0:44:47	四国電力の磯野ですすみません。ですね、弊社の方として、ちょっと少しちょっと混乱がありまして、今おっしゃってた話はし換気キーとして申請している部分については、
0:45:03	消火設備関係ないなので、そこは安全施設じゃない設備じゃないですよ、ねっていう、あそこははい。弊社もそうは思うんですけども、
0:45:16	現場の感知器が一つしかありませんので、それを整理上として、
0:45:24	消火用という。
0:45:26	旗を持った感じ気が。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:30	それは整理上は、安全設備ではないという整理がちょっとできるのかなというのがちょっとありまして、ちょっと弊社はちょっとそこを気にしてまして。
0:45:41	ずっとそれは対象だと言ってたんですけどもそこはそういう医会じゃなくても単純に申請してる範囲が、感知設備としてやってるので、そこはもう、消火設備の、
0:45:55	実態は消火設備としても牽引をするけども、そこは、
0:45:59	そういう整理、要はは切り離して考えればよいという、
0:46:03	理解でしょうか。
0:46:06	規制庁西内です。今おっしゃっていただいたことの、
0:46:12	懸念している点はよく理解できます
0:46:15	ちょっとその切り分けがなかなか難しいよねっていうのは確かにおっしゃる通りで、設備としては1なので、
0:46:22	あとは、多分ここだからおっしゃっていただいているように、自動消火設備の感知器、
0:46:30	を流用兼用する場合には、その感知器が安全機能を持っているような関連系として安全機能を持つてよねっていうところは、今聞いている限りにおいてちょっと結構理解が進んできましたという状況ですと。
0:46:45	ただ今回の申請のいわゆる審査対象条文なのか、関連所ナカノ丸×三角とかいつも表現いただくと思うんですけど、その関係においては、
0:46:56	今回使おうとしている、今回申請でやろうとしていることっていうのは、その安全施設としての機能に何ら関係する部分を何かいじろうとしてるわけではないわけですよ。
0:47:07	となったときに審査対象常務の丸なんでしたっけ。むしろ三角×側じゃないですかっていうようなイメージのちょっとやりとりをしてたところです。
0:47:26	四国電力の磯野です。
0:47:28	今おっしゃっていただいたことは理解したんですけどもちょっと、波及的影響の観点では、今、西内さんおっしゃってたようにその観点ではちょっと必要。
0:47:40	と、いうふうな認識でこちらは受け取ったので、少しその整理をさせていただきたいと思いますので、ちょっと今回は持ち帰って検討させていただきます。以上です。
0:47:52	規制庁西内です。そうですねとりあえずちょっとコメント回答見る限りちょっとやりとりをしていたところまではたどり着けなかったの、ちょっと違和感を感じてたんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:04	ちょっとやろうとしてる状況が
0:48:07	ちょっと先行等も若干違うような戦後ってこういう部分流用しない設計にしていたので、そこで多分違いが出てきているのかなというところもよく、私のところには理解できたので、
0:48:17	ちょっと一同、実際に小中全域ハロン消火設備を使っている火災区画の実際の状況がどうなっていて、
0:48:26	ていうのを踏まえてちょっと今のその話も一緒に行けばいいのかなあとちょっと感じましたちょっとまず、資料を提出いただくような形でお願いしてもいいですか。
0:48:36	電力磯野です。承知いたしました。
0:48:40	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
0:48:45	そうした時にちょっと一応念のため最後確認ですけど、この 40 ページでこの伝送能要求ありますけど、
0:48:53	この伝送で要求してるものは、別に自動消火設備用の感知器の
0:48:58	監視を求めているわけではなくて、あくまで感知器、
0:49:03	設備としてオクまず監視するために置くもの、その感知器の監視をしなきゃいけないものなんだっていう、その認識は共通認識でよかったですかね。
0:49:18	四国電力シゲマスですその認識の通りです。
0:49:22	規制庁西内です。理解できましたありがとうございます。
0:49:27	ちょっと、せっかくこの 40 ページに今、ページが
0:49:31	見ているのでちょっと合わせてここのコメント回答であったところもちょっと一緒に確認したいんですけど、すいません冒頭のコメントリストでも回答あったように、光ファイバー温度監視装置、
0:49:42	ていうのは、
0:49:43	これ場所は中央制御室にあるって理解でいいんですけど。
0:49:50	四国電力高木です。
0:49:52	あとご認識の通り中央制御室の光ファイバ温度監視装置の監視盤がご
0:49:58	ざいます。
0:49:58	以上です。
0:50:03	だから、規制庁ニシウチです。だから中央制御盤には入れてないんだけど、警報が鳴るのですぐに見に行けるようにはなっていて、
0:50:15	見に行ったら、他の感知器と同様に発生場所がちゃんと特定できる設計にはなっているとそういう理解でいいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:26	フコク電力タカキです。ご認識いただいている通りで、相違ございません。
0:50:33	規制庁西内です理解できましたと。
0:50:39	理解できました
0:50:42	補足説明資料の中にも、コメント回答でもらっているような説明を入れてもらってもいいですか。
0:50:50	これって、次のページ入れてもらってるのか失礼しました。
0:50:56	了解しましたありがとうございます。
0:50:59	少しお待ちください。
0:51:21	うん。衛藤規制庁ニシウチです。
0:51:24	続けてすいません
0:51:27	フロー設計フローの部分ですね、にちょっと行きたいんですけど、
0:51:37	とフローはキッカして結構変わっていますと。
0:51:44	で、
0:51:50	ちょっと今回の感知器バックフィットに係る部分を中心に行きたいんですけど、
0:51:57	結局、
0:52:00	火災防護審査基準によらない方法で設置するっていう場合の、
0:52:06	条件っていうのは、
0:52:14	という条件っていうのが、具体的な文章でいうと9ページのから10ページの堀Dには書いてあると思うんですけど、
0:52:24	ちょっとここで1個ずつ行きたいのかー。
0:52:34	ハート通の結露が発生する場所ってあるじゃないですか。
0:52:41	これって、具体的にはどういう関西区画が該当するんですしたっけ。
0:52:58	四国電力、高木です。
0:53:00	あと15ページー。
0:53:03	のをお願いします。
0:53:06	こちらに左列、上カラーには二つ目のひし形で結論発生しやすい場所という形のフローがございましてこちらで言えずに、
0:53:16	進むところで、
0:53:21	四角の下にエリアのイメージを記載してございまして、焼却炉建屋地下1階フロアが、曾我エリアと、こちらが発生しやすい場所と、
0:53:32	整理してございます。規制庁西内ですすいませんちょっと聞き方が悪かったですこれって、どういう所どういう建屋だから何か結露が発生しやすいんですしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:47	何で結露が発生するのかっていうとどういう状況なんだっけっていうのをちょっと聞きたかったすみません質問でした。
0:53:59	と四国電力シゲマスです。衛藤。
0:54:02	先ほど生越ご説明しました焼却炉建屋で言いますと、その地下1階以外の箇所につきましては、空調が効いているんですけども、
0:54:12	この地下1階フロアについては旧空調聞いていないエリアということで、設備設計上、結露が発生しやすいエリアというふうになってございます。
0:54:25	規制庁ニシウチさん、谷久賀区長が聞いてないからっていうだけっちゃうことですかね。
0:54:33	職員のシゲマスですその通りでございます。ふうん。
0:54:38	なるほど。ちなみになんですけどちょっと今後お願い。
0:54:42	する話にはなるんですけど、こうやってその条件をいろいろ設定いただいているじゃないですか。
0:54:50	結局そのかさ、ここ行った場所、こういう条件に該当する場所ってどういうところがあって、それぞれ具体的に火災防護審査基準によらない方法になるのでどういう設計をするのかっていうのを個別具体的な説明を多分今後いただく必要があると思っていて、
0:55:07	それって今準備いただいてましたっけ。明確にまだお願いしてなかったでしたっけ。
0:55:22	四国電力高木です。
0:55:24	今回衛藤修添コメント回答文だけを抜粋して、ヒアリング資料とさせていただいております以前に過去に提出した資料の中に当該エリアの補足説明資料を、
0:55:36	説明を記載した資料を提出してございます。
0:55:42	規制庁西内です。であれば、ちょっと先に全般としてはお願いなんですけど、今回のフローをいろいろ修正いただいているじゃないですか。
0:55:52	実際に本水準の具体的な定義も変えましたっていう回答が来てると思うんですよね。で、それを踏まえると、今までにもらっているような個別への設計っていう説明はもちろん変わっていきますよね。
0:56:05	こういう条件に該当するので、こういう状況だからこの条件に該当するので火災防護審査基準によらない方法で設計します。その時には漏れなく確実にっていう本水準を達成するために、こういうことを考えて設置しますっていう多分説明がそもそも変わってくると思うので、
0:56:21	まずこのフローというかこの考え方が、この大枠の部分が固まって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:26	また並行して、個別エリアの具体的な説明の方も、ちょっと準備を引き続きお願いしてもいいですか。
0:56:35	四国電力高木です。
0:56:37	承知いたしました。
0:56:38	はい。そうした時に今の焼却炉建屋の1階地下1階下については、空調が効いてないので、結露が発生しやすい場所っていうのが多分条件に該当する理由になるっていうことですかね。
0:56:52	ちょっとそこら辺も具体的な場所とかをちょっとまた示しながら説明をいただければと思いますので、併せてそのときに気アノちょっと押さえておいて欲しいのが、その火災区画にある、いわゆる火災防護上重要な機器、
0:57:04	あとは重大事故等対処施設要は守らなきゃいけない対象設備ですよ、それらがどういう状況なのかっていうのをちょっと合わせて、設備状況の設備の配置状況ですね、という状況なのかっていうその火災区域区画の情報というのをお知らせ、示すようにお願いします。
0:57:22	電力タカキですとか、徳田氏をして説明するエリアの中に設置する火災防護対象設備等の配置がわかるように資料のほう充実いたします。
0:57:36	すいません火災室のヤマシタですけど、今後具体のエリアを確認しながら、
0:57:41	審査していただくことになると思うんですけど、
0:57:45	例えば今の結露の話でいうと、
0:57:48	18 ページ。
0:57:54	18 ページに、焼却炉建屋地下1階エリアっていうのがあって、
0:57:59	右側の火災感知器の選定のところを見ると、
0:58:03	防護防水型の熱感知器を選定っていうことで熱感知器しか設置しないのかなっていうふうに見えて、
0:58:10	てるんですけど。
0:58:14	一方でその7ページ。
0:58:18	7ページの表を見ますと、結論のところには、
0:58:23	アナログ式の防水型の熱感知器、
0:58:26	と、非アナログ式の炎感知器で2種類書かれてこの辺りの矛盾、
0:58:32	っていうのが正直どの環境条件でも結構矛盾が見られるので、一度ちょっとチェックいただきたいなと思います。
0:58:51	比較電力タカキです。
0:58:56	ご指摘いただいた箇所について再度確認させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:06	規制庁西内です。そういう意味でいうと、
0:59:10	こっちの選定のところで言ってる結露っていうものと、さっきの設置の段階での結露っていうものは同じことを指してるんですかねっていうところとかも含めて、
0:59:20	そもそも条件として同じ条件を考えているのが若干違う条件なのかっていうところも含めてなのかなと思うので、そこら辺も含めてわかるように説明をいただければと思います等で、
0:59:30	同じ条件であれば、そもそも選定段階での使えるもの使えないもの検定をしているので、そのあとの設置のフローで出てくる理由がよくわからないんですよね。
0:59:39	ちょっとそこら辺の状況とかも踏まえてなのかなという気がしてます。
0:59:48	四国電力高木です。出資者承知いたしました。内容について再度確認
0:59:57	はい。規制庁西内です今言った話具体的に 13 ページのフローの部分だと思うんですけど、
1:00:05	衛藤。
1:00:06	こっち食うまず選定のフローですよ。
1:00:10	で、まず選定しますこの一番下の部分、この愛知この二つ目の四角のボックスの一番下の部分で各感知方式の感知器等は設置場所の環境条件に適用する感知器等の中から以下の優先順で選択するって書いてあるじゃないですか。
1:00:26	だからそもそも選定の方時に考慮した環境条件に結論が入っているのであれば、こっちも結局一緒でしょうっていう気がしていて、だから結局この後の個別のフローで結論が出てくるんですけど、
1:00:38	何かダブルでかぶっているような感じになってないですかっていうのがちょっとさっき言った趣旨です。
1:00:50	ちょっと待っていただいてよろしいですかすみません。はいどうぞ。
1:01:38	衛藤四国電力シゲマスすみません私いたしました。
1:01:43	環境条件を考慮しまして感知器を選定しているはいるんですけども一方で円火災を考慮した間、
1:01:50	感知を行うことという要求もございまして、それに対しては煙感知器の設置による感知が必要と考えておりまして、
1:01:57	その煙感知の方法を考慮しましてこの設置フロー、設置方法のフローの中で、同じ結論の条件を出してきております。
1:02:07	これ、こういったことがわかるような、資料の記載にしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:17	すいません規制庁西内です。ちょっとすいません今の説明があんまり私理解ができなく、
1:02:24	あれ、
1:02:26	ちょっと待ってくださいね。
1:02:33	等、
1:02:36	つつう。
1:02:41	13 ページのフローが感知器の選定の具体的なフローになっていますと、
1:02:54	ちょっと待ってくださいね違うか、ここは線ラインナップ選定した後の集まってくださいね。
1:03:01	ちょっと若干迷子になったんですけど、この 13 ページのこのフローあるじゃないですか。
1:03:06	一番最初に四角のボックスがあって次で四角のボックスがあって設置方法にいくと思うんですけど、
1:03:14	一方で 10、
1:03:17	すいません、7 ページ、7 ページ。
1:03:20	表の 5-5-1 の火災感知器の選定ってあるじゃないですか。
1:03:24	これと、13 ページのこのフローの関係って言うとうどう読めばいいんですたっけ。
1:03:42	四国電力シゲマスです 13 ページのフローをもとに、環境条件ごとに選定したのがちょっと、すみません順序逆、逆なるんですけども、
1:03:53	を選定した結果が、7 ページの表に、
1:03:58	記載してございます。
1:04:02	あ、ごめんなさいもう 1 回教え、もう 1 回言ってもらっていいですか。すいません。
1:04:06	13 ページ、国内のシゲマスです。13 ページの選定のフローをもとに、環境条件を
1:04:14	考慮して感知器を選定した結果が、
1:04:17	7 ページの表を、
1:04:20	になってございます。
1:04:27	規制庁ニシウチですけど、
1:04:30	ちょっと具体的にどれか 1 個でもいいのでちょっとこのフローに沿って説明してもらってもいいですか。
1:04:37	あとどこにイトウ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:39	書いてあるんです。一番上のボックスの話っちゃうことでよかったですよ。つけ。
1:05:15	四国電力シゲマス少々お待ちください。
1:06:48	四国電力のシゲマスでございます。
1:06:52	例えばですけども、先ほど、
1:06:59	結露で言いますと、
1:07:03	13 ページの、スタバの
1:07:06	尾野監事キドのラインだった、上側のヘッドボックスにつきましては基本的な方針を示しております。
1:07:14	衛藤先ほどご説明しました、農園火災を考慮し、というのも応援火災を考慮して、煙感知器を優先するというのも、この紙、二つボックスがうちの下側の、
1:07:26	真ん中、
1:07:28	枠の一つ目のポツのところに記載をしております。
1:07:32	こういったことを踏まえてこの下にあります図 5-5-1 の下にありますこのラインナップで言いますと、まず、環境条件からスタートして、
1:07:42	して最初のひし形で、考慮するべき条件が
1:07:46	ということで、結露が発生しやすいところはイエスに落ちます。
1:07:50	で、土佐環境条件につきまして
1:07:54	状況を考慮しまして選定する感知器等があるかということで、
1:07:59	熱感知器につきましてはそういう形、選定すべき感知器があるということで、この下に落ちるということで、
1:08:07	一つ一つそういった選定をした結果がこの表 5-5-1 のフローになっておりまして、ちょっとこの資料上、
1:08:16	図の 5-5-1 と表 5-5-1 との繋がりがちょっと見えにくいような構成になっておりましたのでそこはちょっと、
1:08:25	対応しようと
1:08:27	以上です。
1:08:31	うん。
1:08:32	どう、
1:08:33	規制庁ニシウチです。若干私読み方が違ったんですねこのフローの
1:08:39	このフローのまず一つ目のボックスって、誤作動を防止するためにこういうことやりますよって説明ですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:46	で、その次の三つに分かれてるボックスって、いろいろと発電所の中で使う感知器があるんだけどその中からこういう優先、2種類組み合わせで線設置しなきゃいけないわけじゃないですか。
1:08:59	だから、その選んだカタログラインナップの中から、こういう優先順位で選択しますよってだから優先順っていうようなところが、
1:09:09	この三つのボックスの随所に出てくるんですけど、ここはあくまでAルートを選んだカタログの中から優先してこれを選んでいくよで選んだものを次の設置方法のフローで、
1:09:20	消防法施行規則通りを受けるか受けないかっていうのを全部順番に考えていくよってというフローだと僕は理解していて、例えばちょっと一部一つのボックスと二つ目のボックスに本を読んでいくとそう読めるんですけど、
1:09:32	そうしたときに、そもそも発電所伊方発電所において使う感知器ってどこで選定したのっていうのがこのフロー上表現されてない気がするんですよね。
1:09:43	っていうのも先ほどちょっとそこが読みにくいっていう話をおっしゃってたと思うのでちょっと修正はいただければと思うんですけど、ちょっと少なくとも私この不要な時にそう理解したので、ちょっと思いが違うのであればちょっとわかるように修正をしていただきたいなというところです。よろしいでしょうか。
1:09:59	四国電力重松です。承知いたしました。
1:10:03	はい。よろしくお願いします。
1:10:05	だから一番最初にそもそも今言った結露とかそういうものを踏まえて、発電所の中で使う感知器を選定しているんだっていうことであれば一番最初にそういうボックスが多分別に出てくるのかなっていう気がしますし、ちょっとそこら辺わかるように修正をいただければと思います。
1:10:22	はい。
1:10:23	で、
1:10:24	そうしたときに次に、設置の方に行くんですけど、
1:10:31	ちょっとこれは
1:10:34	乾式の話、乾式貯蔵建屋の話とも若干絡むんですけど、この14ページのフローの中で、外気が流通する場所かっていう、ボックスがあるじゃないですかひし形の。
1:10:47	ここがまさに感知器、乾式貯蔵建屋の設計とも絡むんですけど、具体的には73ページ74ページの方ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:05	越冬
1:11:08	ちょっとこちら辺がちょっと、最初の説明を聞いてよくわかんなかったんですけど、この 73 ページっていう休憩エリアってあるじゃないですか。何かここが外気が流通する場所なので、
1:11:19	選択できません炎感知器以外選択できませんって言った気がするんですけどその説明で正しかったですか。すいません。まず確認です。
1:11:30	四国電力高木です。
1:11:32	ご認識の通り相違ございません。
1:11:34	規制庁西内です。ちょっと私認識はそれ違って、この休憩エリアが外気が流通する場所だったらこの乾式キャスク保管エリアも通路入れも外気が流通する場所になりません。
1:11:50	そこは違うんでしたっけ。
1:11:52	四国電力の磯野です。ここをちょっと説明させていただきますと、設計基準の確保のところ、すいません 74 ページの、
1:12:04	cポツの設計基準の確保のところ、書いているんですけども、一行目とか建屋内の自然対流の空気の流れを考慮した場合、
1:12:15	結局外気を取り入れてるんですけども、
1:12:18	その流れ的に、煙が上に上がってくるわけじゃなくて、
1:12:25	ちょうど保管エリア側に流れていってしまうので、そこで結局、それを外気を取り入れてるんでっていう表現はしてるんですけども、
1:12:37	結局そこで県庁できない。
1:12:39	ということで、隣で、検出しますということで、ここは保安、設計基準の確保ということで書いております。
1:12:52	以上です。規制庁西内です。まず、一方、言わんとすることは理解できましたちょっとだけお待ちいただいてもいいですか。
1:13:04	規制庁西内です。
1:13:07	衛藤委員言わんとすることは理解したつもりなんですけど、
1:13:11	少なくともこの 13 ページとかのほうのフローで外気が流通する場所って言うてるのは、
1:13:17	フローの方にも書いてもらってる通りですけどこれ消防法施行規則上の話であって、で、
1:13:24	この休憩エリアを、この部分の付し方に当てはめて外気が流通するからって言われると、
1:13:30	建屋の中全部そうじゃないですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:33	この乾式キャスク保管エリアの通路でも全部外気が流通する場所になりますよね何ら違いがないので、少なくともそこはまず違うと思っています、
1:13:42	一方で、今説明したようにいただいたように、この空気の流れを踏まえればここってそもそも2種類目に煙とか置いても有効じゃないよねっていうのは理解できるんですよ。
1:13:53	その時に空気の流れを踏まえて、要は火災の現象ですよね、煙の共同とかを踏まえて隣の場所で感知しましょうねっていうところも、おおよそ理解はできるんですよ。
1:14:03	だからちょっと理解、唯一できない部分は、外気が流通する場所に該当するのでってそこだけちょっと理解ができなくて、
1:14:11	そこはやっぱりそこに、消防法施行規則で行ってそこに該当するっていうふうにお考えっていう理解でよかったですか。
1:14:23	四国電力高木です。ご指摘の内容について理解いたしました。
1:14:30	ご指摘の通り当該日消防法施行規則でいう外気流通の家という表現。
1:14:36	が適切かどうか再度持ち帰らせて、
1:14:43	規制庁西内ですけど。
1:14:47	えっとですね、ちょっと思うのは、まず、
1:14:52	火災防護審査基準に基づいてやらないようって言ってるのは、
1:15:02	ちょっと1度ご検討いただければと思います。ちょっと正確に表現するためにご検討いただければと思いますけど。
1:15:10	少なくともこの外気が流通する場所かっていうボックスを、ちょっとその表現を足して、ここで読めるようにするっていうのは若干僕はイメージが違うかなと思っています、
1:15:21	このフローで明確に特定しているように、ここで言ってる条件ってあくまで消防法施行規則の23条じゃないですけど他の条項で、ここについては除くって言ってるような条件なんですよ。
1:15:31	そこはそこで価値にまず確定させるべきだと思います。
1:15:35	その上で、あくまで有効、例えば消防法施行規則の中に有効に感知できない場合とか多分いろいろあると思うんですけど、
1:15:43	多分別のところに引っかけてっていうことなんじゃないかなという気はちょっとしていますけど、そこはちょっとまず四国電力の中で、どういう考えでここは省いたのかっていうところなのかなと思いますので、
1:15:54	ちょっと1度ご検討いただいて資料を修正いただければいいのかなと感じました。お願いしてもよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:02	オク電力タカキです。フローの表現、表現等について見直しを検討させていただきます。
1:16:11	はい。規制庁西内です。せっかくちょっとキャスク建屋の方に行ったので、ついでにこっちナガエで聞きたいんですけど。
1:16:20	結果してここは
1:16:24	この図の 7-2-1 のこのポンチ絵だと片方半分だけ。
1:16:30	赤破線で書かれてますけど、結果してこれすべてのエリア、いわゆるこの吸気エリア以外は火災防護審査基準、要は消防法施行規則の通りに受けていると思えばいいんですけど。
1:16:44	四国電力高木です。ご認識いただいている通りで相違ございません。衛藤断面図に、図の 7、7-2-1 につきましては左右対称でございましたので左側、エリアの説明を省略硬いさせていただいているものでその他のエリアにつきましても、
1:17:00	土岐結城エリアを除けば消防法施行規則通りに設計する考えでございます。
1:17:07	規制庁西内です了解しました。
1:17:11	ちょっと概要パワポの方も合わせてなので 10 概要パワポの 13 ページ、右下とおっしゃった 95 ページからお願いしてもいいですか。
1:17:23	違うな、すみません 93 ページの方がいいかな。
1:17:29	衛藤。
1:17:30	93 ページのところで、感知器の設置における設計基準の適用って書いてもらってるじゃないですか。
1:17:37	今ちょっと私が聞いてて思ったのは、少なくとも今のその吸気エリア乾式貯蔵建屋休憩エリアもここに該当するのかなという気がしてます。
1:17:49	少なくとも火災防護審査基準通り置くエリアではないことは間違いないですよ。そこはさすがに共通理解取れていると思うんですけど、であればまずここに分類として出てくる話なのかなという気がしてます。
1:18:01	で、今現状のパワポ上だと、何かその別は食うって扱いで何か、97 ページのこの使用済み乾式貯蔵建屋における感知器の設計というところに出てきていて、
1:18:11	しかもここだと、その今の説明が全くなされてないですよ。だからちょっとパワポの方も併せて、説明をいただければと修正をいただければと思いますけどお願いしてもいいですか。
1:18:25	四国電力高木です。ご指摘について理解いたしました
1:18:30	パワーポイント資料につきまし量につきまして衛藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:33	内容について再度検討さ整理、検討させていただきます。
1:18:39	はい。規制庁西内です。休憩エリアが実際使用済み乾式貯蔵建屋にしかないのか他の原子炉建屋とかの方に同じ条件がないのかっていうのは引き続き確認をいただく必要あると思いますけど、少なくともこの分類に入るしてしかるべきかなという気はしていますというところですよ。
1:18:56	ちょっとすみませんパワポの方にいたのでさっきの話も常にときますけど
1:19:01	今回紹介して今回感知設備として感知器設置するじゃないですか。
1:19:05	その場合に、今まで自動消火設備として使っていた感知器っていうのも、流用する形で、今回のバックフィットに対応しようと考えているっていう趣旨はちょっとわかるようにつけていただいてもいいですか。
1:19:20	四国電力高木です。消火設備を専用の感知器を流用する考えについて、
1:19:25	資料 5 に反映ということで承知いたしました。
1:19:30	うんはい。規制庁西内ですすみません最初のフローの方にちょっと戻るんですけど、
1:19:37	ちなみに乾式貯蔵建屋の関係で私聞きたいことこれくらいなんですけど何か他の方で聞きたいことある方いらっしゃいますかよろしいですか。
1:19:46	樫木ちょうど建屋については、はい、じゃあすみません続けてフローの方に戻ります。
1:19:51	さっき 13 ページのところってまずカタログとかラインナップした上での、ボックスなんじゃないのって話をちょっとチラッとしましたけど、その時に今まさに話があった、流用する場合って、どういうフローの流れになるんだっけっていうところがちょっとさらに読みづらくなるんですよ。
1:20:15	でも一緒なのか。
1:20:24	そんなん。
1:20:27	何かやっぱりちょっとよく、流用する場合ってよくわからないなと思ってしまうのが、
1:20:33	これ設置法、だから順番が逆っていうだけなんですかね
1:20:39	今ちょっと私の頭の中だと、もう自動消火設備に使用する全域はの消火説明使用する児童、
1:20:47	感知自動消火設備に使用する感知器がもうあって、それを今回のバックフィットで流用するっていう流れなんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:56	提案が実際の流れだと思うんですけど、このフロー上で言っているのは、まず感知器を置いて、逆にそれをアノ全域ハロンで流用するっていう名が0って思えばいいんですかね。
1:21:08	要は前者の流れだと、このフローとの関係がよくわかんなくなっちゃうんですよね、このフローってあくまで新しくオク設計を考えて、なので、何かどっかに流用してるものを活用とかっていうのが出てこない限りよくわかんないなって思っちゃうんですけど。
1:21:21	歩行者の流れと理解すればまあ整合とれるんのかなってちょっと今話してて思いますけど、どういうふうに言えばいいんですしたっけ。
1:21:34	あ、すみません若干なんか話しながらでしたけど何か、私が聞きたいことって今理解できました。
1:21:43	四国電力の磯野です。はい。ちょっと理解はいたしました。
1:21:49	ちょっとそこのお話ですね。
1:21:51	ちょっと流用という表現を使うか、実際は、時系列だけでいくと、単に
1:22:02	消火設備を通していたものを、流用して感知設備として流用しますんですけど、
1:22:11	この逆の読み方確かにこの整理上は、感知器として審査を純粹に受けていくと、その分、それはハロンかどうかは別として、
1:22:22	それを異なる種類の感知器として、ベースとして、それをただ結果として、これはハロン移動としても使ってますっていう流れなんですけど、ちょっとその表現の仕方についてちょっと、
1:22:37	どういうふうにするかはちょっと考えさせてもらってもよろしいでしょうか。
1:22:43	うん。規制庁西内です。もちろんです
1:22:46	その流用するっていう話兼用するって話をちょっと今日初めて認識できたので、ちょっと改めて資料のいたるところで多分反映をいただけた方が、明確に記載いただいた方がお互いの共通理解が取れるかなと思いますのでちょっと引き続き検討いただければと思います。
1:23:03	はい、承知しました。
1:23:11	続けて、うん。ちょっとその、
1:23:14	先に聞いておけばいいかな
1:23:16	資料5のパワーポイントって、こちら辺のフローの修正とかってもう反映されって基本的には一応もう整合をとっているものっていうスタンスでよかったですしたっけ。
1:23:31	オク電力タカキです。
1:23:34	修正箇所については反映した、した資料と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:37	なります。
1:23:40	規制庁西内です。であれば、
1:23:43	ちょっとこれはパワポとの整合で若干、何かよくわからないなっていうところなんですけど、
1:23:53	火災防護審査基準通りに設置しない条件があるじゃないですか、要はこういう場所については火災防護審査基準通り置けないので別の設計しますよっていう話、例えば 14 ページのこのフローでいうと、
1:24:06	まさにこのひし形で幾つか出てるボックスあるじゃないですか。
1:24:11	こういう場所から、イエスノーっていう形で出ている。高天井か試合または水蒸気がとかかって書いてあるじゃないですか。基本的にこれらのボックスっていうのをまとめると、
1:24:22	さっき言った火災防護審査基準によって火災感知器を置けない条件っていうのがこれらの場所だと思うんですけど。
1:24:31	一方で見たときに、今度 10、すみません。
1:24:36	このパワーポイントの方か。
1:24:38	パワーポイントの方の、11 ページ、右下で言うと 93 ページ。
1:24:49	これ見てもらうとですね、
1:24:54	ちょっとまず一致がしてないなあと、まさに外気が流通する場所かとかかってこっちに出てこないとかですね。
1:25:02	何かまず一致しないよなあっていう気がしていて、
1:25:08	ただちょっとそこの整合性っていうのもちょっとちゃんととって欲しいなあというところですよ。
1:25:13	あとはちょっとこの後に聞きますけど水面上、
1:25:18	2 億倍だと保守が難しいのでっていうのはちょっとこっち側の条件だと出てこないのでもっと正直整合性がとれてないなという気がしていてちょっとそこら辺の整合性をまずとってくださいねっていうのはちょっとお願いしたいです。
1:25:29	ちょっともう少し言うと、このページだと、高線量エリアって、過度な被ばくが懸念される場所って書いてるじゃないですか。
1:25:37	一方で、94 万 5095 ページか。
1:25:44	95 ページだと、
1:25:46	あ、そうかそうかごめんなさい、これはあ、すみません、今の忘れていただいて結構ですすみません。
1:25:50	これは適用例だから実際にどう置くかって話か。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:00	ごめんなさい今の、ちょっと今話をさせていただいてですちょっとまずその条件っていう意味合いて、
1:26:05	ちょっとさっきのフローズとこちらのパワーポイントが少なくとも整合して見えるように見えないので、ちょっとその整合を図っていただいてもいいですか。
1:26:16	四国電力高木です。過去、各資料同士の整合について、再度見直させていた
1:26:24	規制庁ニシウチですそうですね基本的にはこのパワーポイントを使って審査会合とかでも説明されるのかなと思いますので、むしろこっちが正確に表現できないと何も意味がないのでちょっとそのところの整合性は、
1:26:35	再度しっかり見直してもらえればと思います。
1:26:38	で、その上で、ちょっと14ページのフローに戻っていきたいんですけど、
1:26:47	まず、
1:26:49	さっき言ったところで言うと外気が流通する場所かってあるじゃないですか。
1:26:53	このボックスって、
1:26:56	この同じフローの一番最初のひし形で設置場所屋外化ってなってるんですけど、
1:27:03	重複してませんかね。大丈夫ですかね。
1:27:18	四国電力高木です。少々お待ちください。
1:27:40	オク電力タカキです。衛藤。
1:27:43	先ほどコメントいただきました通り、ご指摘いただきました通り、消防法施行規則の
1:27:49	外気流通の話と、屋外の話と、
1:27:58	表現、重複に近い状態となっておりますので再度、
1:28:03	見直しと検討させていただきます。
1:28:06	規制庁西内です。おそらくさっきの乾式貯蔵建屋の部分を言いたかったのかなという気はしましたがそれはさっきお話した通りなので、ちょっと改めて見直してもらえればいいのかと思いますと。
1:28:18	続けてその下の条件で、被ばくの話等、
1:28:23	もう1個水面上等設置及び設置後の保守が困難な場所か。
1:28:31	であるじゃないですか。
1:28:34	これがちょっとよくわかってなくて、
1:28:37	具体的な説明はこれは10ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:41	の方に書かれてますけど、
1:28:52	これは、
1:28:55	どう困難なんでしたっけっていうのがちょっとよくわからなくてですね。
1:29:00	別に水面に感知器設置するわけじゃないですよ。これあくまであれですかねその水ピットの水面の上の天井とかにつけるのか。
1:29:13	保守が困難だよねっっちゃうことですか。
1:29:21	四国電力のシゲマスです詳細せ、ご説明した資料が 23 ページの方にございますのでそちらを
1:29:30	ご覧ください。
1:29:37	具体的には使用済み燃料ピットの上部エリア、上部の空間を指しております、この使用済み燃料ピットエリア、
1:29:47	ずっと目 7-3-1 をご覧いただければと思うんですけども、
1:29:51	この使用済み燃料ピットエリアの上部に感知器をつけようとした場合に
1:29:58	どうしてもこの使用済み燃料ピットの真上に足場を組んで設置するような、そういった状況になりますので、そういったものが、
1:30:05	も設置それから設置後の保守が困難ということを、
1:30:10	7 月 14 ページのひし形で示したものになります。以上です。
1:30:28	規制庁西内です。
1:30:31	少しだけお待ちいただいていいですか。
1:30:37	すいません葛西室の高橋です。23 ページの図を見ておりまして、使用済み燃料ピットのみが火災区域であると。
1:30:50	その上の使用済み燃料ピットエリアと新燃料貯蔵庫エリアを、まとめて火災区画であるってなってるんですがこちらの
1:30:59	水面解放されてるということで耐火兵器等で区画はされていないと思うんですけども、そのび燃料ピットと燃料ピットエリア、
1:31:10	これ、
1:31:11	区画されてないと思うんですけども、これそれぞれ火災区画であるというような考えでしょうか。
1:31:25	四国電力タカキですとご認識いただいている通り等、
1:31:30	17 図 7-3-1 の通り
1:31:35	住民燃料ピット等、その上の主、
1:31:39	燃料取扱棟等で、負債区域、
1:31:43	区を分けてございます分けている状況でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:50	はい。火災数タカハシですわかりました。火災区域の定義で耐火比木によって囲まれ他の区域と分離されている建屋内の区域をいうというような定義があるんですけども、
1:32:02	今回床面からプールのような感じで、
1:32:07	見える。
1:32:09	ホウ酸水が溜まってるピットだと思うんですけども、ここは耐火へきによって、
1:32:16	区切られてないけども分けてる理由って何かあるんですか。
1:32:26	四国電力タカキです少々お待ちください。
1:32:54	四国電力高木です。衛藤。
1:32:57	前と後、ご確認いただいた項目につきまして、持ち帰り次回、5 回回答させていただきます。
1:33:06	はいよろしく申し上げます。
1:33:07	四国電力磯野ですいませんちょっと補足いたしますと、これ再稼働のときに、こういう水があるエリアとして、整理を
1:33:19	まず水があるので、大火引きがなくても水で、当然そのエリアには影響を与えないということは、
1:33:29	その通り影響を与えることはないんですけどもちょっとこの整理について、ちょっと今明確に過去のその状況でも、説明した方がいいかなと思いますんではい。それらも含めて、
1:33:43	次回説明させていただくようにします。
1:33:45	以上です。
1:33:47	はい。葛西津野タカハシですわかりました。今使用済み燃料ピットには感知器がつけられないというのはこの下の
1:33:58	水面で区画しているところの水面の上部にはつけられないっていう理由で書いてるってことでよろしかったですかね。
1:34:06	はい。四国電力の磯です。はい、そうです。ご理解の通りなんですけどもちょっと弊社の方からちょっと説明をちょっとした方がいいところがありまして資料の通し番号の 24 ページの、
1:34:19	ところで、先ほど重松の方から 23 ページのエのところで説明したんですけども、医師 24 ページのところで、ここで使用済み燃料ピットエリアと新燃料貯蔵エリアということで、まず(1)の
1:34:35	使用済み燃料ピットエリアということで、使用済み燃料ピットエリアは、ここに書いております通り異種目としては非アナログ式の炎感知器 2 種類目は、アナログ式の煙感知器を選定するとしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:49	選定理由等しまして、1行目のところに書いております通り、ピットエリアの床面は大半が使用済み燃料ピットの水面ですと。
1:34:59	周辺に通路がある環境ですと、通路につきましては、火災感知器の設置は可能であるので、アナログ式用足場とか立てれますんでアナログ式の
1:35:13	煙と天井高さを考慮して非アナログ式の炎感知器を選定するというようにしております。
1:35:24	で、設置にあたって次のところの параグラフで、設置にあたって、
1:35:30	ただピット高さ自体がですね、14.5メートルありますので、通路では設置はでき、足場とかは設置できるんですけども、
1:35:40	非常に高いところにあるので、ここの第1パラグラフの2行目のところに書いてます通り、消防法施行規則23条4項で、
1:35:52	規定される煙感知器としては、
1:35:58	設置できる高さ、
1:36:01	なんですけども、天井面に設置する場合は、工事、あと設置後の取りかえ等が、
1:36:12	高所非常に高所になるので、足場組み立てると。
1:36:18	それが使用済み燃料ピット自体に悪影響を及ぼすと。
1:36:23	あと、重大事故等の活動の場所でもありますので、
1:36:30	そういう懸念があるということで、
1:36:33	煙感知器に関しては、
1:36:37	天井面自体には取り付けが適切でない。
1:36:42	ということで、
1:36:46	医師。
1:36:48	ということで炎管、煙感知器に関しては、
1:36:54	通路の上部、いわゆる次のページのところの25ページ。
1:37:01	すいません26ページのところ、
1:37:04	図の7-3-2、もうここ見てもらったらわかるんですけども、通路には、この断面図の通り、
1:37:13	煙感知器については、通路についてはつけまして、ピットの上部という話になると、ピットクリーンの
1:37:24	レールがありますんでそこと交差するので、ピットの上部には、
1:37:30	ちょっと設置ができないというところに、
1:37:33	なります。この説明を、この24ページから書いておまして、
1:37:41	炎感知器で一方炎感知器はというと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:47	この感知器は、ピット。
1:37:50	エリアの条文も含めて全域を、
1:37:54	見えるように、守備範囲が広いので、そちらは、全体がピットエリアとしては見渡せる監視できるようになっております。
1:38:05	ですので上部に設置できないという設置基準への適用を説明しているところっていうのは、もうピットの
1:38:13	上部、
1:38:15	には足場が組めないということで、
1:38:18	つくれませんということを、を説明しております。以上です。
1:38:32	規制庁西内です。
1:38:35	ちょっとこの図面だけだとあんま状況がよくわかんないんですけど、
1:38:41	結論から言うと、ちょっと僕理解してたのはですね、
1:38:47	別に補修
1:38:49	とカーの観点で困難になるからオカなこんななるなりますっていう条件はあるにしても、結果して、要は漏れなく確実に感知する設計にするのか。
1:39:02	もしくは、そもそも置かなくても大丈夫なんですって感知器を感知するか設置しない設計にするのかなどどっちかに僕行くとまず思ってるんですよ。
1:39:13	それはイエスでいいですかね。
1:39:15	今のそのフローの説明上はどっちかに行くのかなと思うんですけど。
1:39:19	はい。はい。それは、はいその通り理解しております。そうですね今は漏れなく確実にっていう方で取ろうとしているってことでよかったんでしたっけ。
1:39:30	はい、そうです。で、そこが若干私理解が違っていやっていうのもちょっとそれにあたって状況を教えて欲しいんですけど、この煙感知器あるじゃないですかこの通路部って言えばいいんですかね臭い。
1:39:43	においてあるね。
1:39:45	ちょっとこの、7、26 ページの図あると思うんですけど、
1:39:50	ちょっと右側の拡大した方ってイメージはとりたいんですけど、
1:39:55	あれこのピットって言ってるのは、
1:40:01	小中四角形にCrossで、
1:40:04	表している部分の話でよかったんでしたっけ。
1:40:11	四国電力高木です。ご認識の通りで相違ございません。正確に言うとあれですかね多分ピットの中で繋がってるのかな。これはちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:22	写真見れば多分一発でわかるかもしれないですけど、この拡大しているものの中に、全部でその四角のボックスが何か六つあるじゃないですか。で、その外側に何か
1:40:34	ちょっと蛍光色の緑で何か繋がっているって言えばいいのかなこれは、この部分がピット部分と思えばいいんですかね。
1:40:49	四国電力タカキ説。
1:40:50	投資CAQの部分が燃料集合体を表現しておりましてその外側の枠の部分がピットの縁となります。了解できました理解できましてありがとうございますで、
1:41:03	そうしたときに、そのピットの周辺にはもう図示してもらってるように煙と炎が受けてるんですよね。で、
1:41:11	炎は消防法施行規則で受けていて、煙については、このピット部分を除いた、
1:41:18	部分で考えたときには、
1:41:21	消防法施行規則通りにはならないんですか。
1:41:31	四国電力高木です。藤先ほどご説明しさせていただいた通り天井部には設置できないと考えてございますので天井部につけられないことから消防法施行規則通りではないと。
1:41:42	考えて整理してございます。
1:41:45	規制庁ニシウチですけど、この通路部のう。
1:41:51	天井にもつけれないって言うのは、26 ページで言うこのピットクレーンと干渉するからってことですか。
1:42:05	四国電力の磯野です。違う。すいません。違います 24 ページのところの第 2 パラグラフのところ、足場を組み立てると非常に高所になりますので、
1:42:18	そのあとの地震の、結局使用済み燃料ピット自体は定検中も経験外も関係ございませんので、
1:42:28	年中おんなじ影響を防止する必要がありますので、足場を組み立てると、やっぱり地震が起きたときの、
1:42:38	ピットの内部への足場材が落ちるとかですね、あと使用済み燃料ピットの重大事故の注水の活動が、
1:42:51	ございますので、それに足場を組むと非常に邪魔になるので、
1:42:57	その要員に足場を組んで設置っていうのが、難しいというところで、現状までというのはちょっと困難というふうに整理したと考えております。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:13	ちょっと私が正しく理解できてるかちょっと自信がないのもう1回確認なんですけど、
1:43:20	まずSFPっていうのは、常にやなの炉制度停止中とかも含めてSA対策っていうのが必要ですよねとだから常に要求、常に、
1:43:31	何か車の対応することを想定しなきゃいけないですよねと。
1:43:35	で考えた時に足場を組ん、ここのSFP周りで足場を組んで作業することがそもそも不適切なんではないかっていう趣旨ですか。
1:43:46	耐震の話はい。まずその理解でよかったですかね。別所です。はい。ご認識の通りです。わかりました。その上で、耐震の話をされてたのは何かよくわかんなくて、
1:44:01	結局、その層厚工事中に何か耐震起きたら危ないよねってそういうことですか、地震が起きて大変だよねってそういうことですか。
1:44:09	そうです。ここも波及的影響を考えた場合に、秋葉で、そこまでのSクラス地震が来たときにそれに耐えられるのかっていうような、
1:44:21	ここは非常に困難かなと考えておりますので、そのようなところでちょっと足場は組み立てれないという、
1:44:30	大きな
1:44:31	規制庁ニシウチです。ちょっとよくわかってないのがですね
1:44:35	CVの中の話でこれ新基準時の話ですけど、アノ%とかをかなり高所につけてるじゃないですか。
1:44:42	あの時にはSクラスに耐えうる足場を組んだってそういうことですか。
1:44:58	あ、要は足場を組んだ作業って比較的多少どこでもやってると思っていて、特にCVの中とかってかなり後者の部分もあるのでは割とやってるのかなっていう認識は持ってるんですけど。
1:45:09	うそそこはちょっとこのとは違って足場を組める条件というか何か面積とかも考えながらよくわかんないんですけど、そういうところで耐震Sクラス相当の足場を組んでいるから、何かそういう違い話をしてるってことですかね。
1:45:24	四国電力磯野です。先ほどのPARの話につきましては定検中ということでプラント止まっている状態ですので、そこは設置に関しては、
1:45:36	燃料はございませんので、仮に何か地震が起きて崩れたとしてもそれはもう、弊社のリスクとして、もうそこはもう使えない環境になるので、
1:45:47	もう再稼働ということにならないんですけど、使用済み燃料ピットは、プラントが止まっている間も、設置足場を設置すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:58	悪影響の防止っていうのをちょっと考えないといけなくて、今現在、弊社の運用として、やっぱり悪影響の防止、そこで至るところに、確かに運転中も設置するっていうのはあるんですけども、
1:46:13	それを考えたときに一応悪影響の防止っていうのは、考えながら、距離が離れているとかそういうところは、確認を取りながら、
1:46:25	足場を設置しているというような状況はございます。ただ使用済み燃料ピット、ここについては、非常にちょっとそのリスクが、
1:46:35	もう通路自体も狭いですし、倒壊する方向によってはもう間違いなくピットの中に足場が落としてしまうというところで、
1:46:46	ここをやるにあたっては非常にちょっと作業がするリスクが高いかなと。
1:46:53	考えてございます。
1:46:55	以上です。
1:46:58	規制庁西内ですおっしゃる言ってることはよく理解できました。
1:47:05	ちょっと話を聞いてて思ったのは、
1:47:09	今、
1:47:11	13市が14ページのフローを見ると、
1:47:18	水面上段の設置及び設置後の保守が困難な場所かっていう感じで書いてあるんですけど、何か話を聞くと、何かこれがストレートな表現なのかなっていう気はちょっと若干しててですね。
1:47:31	保守というよりかは、そもそものは、波及的影響っていうところを気にされているっていう理解をしたんですけどそこは違います。やっぱり保守の方がメインなんですかね。
1:47:45	四国電力の磯野です。
1:47:47	そうですね。結論からいうと波及的影響ではあるんですけども、正確に言うと波及的影響の懸念があるので、足場が組み立てれないんで結果して、
1:48:02	保守が
1:48:03	うまく回せないというそういう理解になります。
1:48:08	今の読みが規制庁ニシウチです。今の読み方だと、足場は組めないの で設置ができないっていうことことになりませんそもそも。
1:48:19	組むべきではない。
1:48:23	あと設置するべきではないか、足場をそういった波及的影響を担保した、確保した状態で工事が不可能であるっていう条件が何か直接的な気がしたんですけど、若干違いますがやっぱり認識が、
1:48:39	四国電力の磯野です。いや、おっしゃっている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:43	ところでどちらをちょっと強調するかっていうところなんですけど、少しちよっとここははい。弊社の方でちょっと持ち帰って、
1:48:51	どう表現すべきかちよっとはい、検討いたします。以上です。規制庁西内です。そうですねなんか少なくとも、
1:49:00	今話を聞いている限りは別に保守っていうわけではなくて、
1:49:04	そもそも波及的影響を担保した状況下で何も作業ができないっていうことなのかなあという気がしました。
1:49:14	そうしたとき2、漏れなく確実にの方にいくっていうことですよ。で、ちよっとちよっとこれ別の観点になるんですけど、ちよっとこのピット内、このすいません使用済み燃料ピットのある火災区域区画あるじゃないですか。
1:49:29	この区域区画の状況を、もあわせて教えて欲しいんですけど。
1:49:34	この中に、守んなきゃいけない設備ってどこにあるんでしたっけっていうのをちよっと示して欲しい。
1:49:39	要は例えばそれがピットの中にしかないっていう状況であれば、
1:49:46	何ていうんすかねそれはもはやこれは概要パワポの方にも書いてもらってますけど、
1:49:52	機能操作火災が発生しても、火災を想定しても機能喪失する恐れがないので、そもそも感知器せず、
1:49:59	しませんっていう話にもなるかなと思うんですけど。
1:50:02	それはだからこの通路部とか、いわゆるその水面に置かれていない、水中に置かれていないものっていうのも、やっぱり守んなきゃいけない設備があって感知器を設置する必要があると考えているっていう理解でいいですか。
1:50:21	衛藤四国電力の重松です。通路部の方に
1:50:26	衛生設備、SEの可搬水系散水系等のSs-A設備ございますので、それらも守るべき対象としてありますのでそれらがわかるように配置図に記載したいと思い
1:50:41	規制庁西内です了解しました。だから、置かなきゃいけないと。なるほど。
1:50:49	ただ上には置けないのでできることは頑張ってますよっていうことですね。
1:50:54	了解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:57	了解しました。ありがとうございますちょっとまずそこら辺の今やりとりの内容がちょっとわかるように表現ぶりあと情報充実をいただければと思います。よろしくお願いします。
1:51:09	他電力の磯野です。今西内さんがおっしゃっていた話、少しちょっと気になったんですけども、お考えとして、水面上だと、
1:51:21	単純に守るものって、
1:51:24	水面上であれば、ないのであれば、そういう意味では、なくても感知器は水面上にはないので、設置基準には設計基準は、
1:51:37	もう満足しますよというそういう考えも、
1:51:42	できるのではないかとということでしょうか。
1:51:46	阿藤規制庁ニシウチですまず私が当初、資料4で勝手に思ってたことは、今磯野さんおっしゃっていただいたようなイメージに近いんですけど、
1:51:57	火災区域区画に感知器を設置しなきゃいけないって話ですよ。
1:52:01	で、この水面
1:52:04	上、
1:52:05	だからこのピットの上部って言えばいいのかな。
1:52:08	についてはオカ内容と、
1:52:11	そこについては少なくともそこにある。
1:52:14	守んなきゃいけない設備っていうのはそもそも、
1:52:18	水、水につかっている状態なので発生しても機能喪失しないよね、であればオカアノ関知する必要ないよねその部分はと。
1:52:27	じゃその周辺はって言った時にそこについては守るべき設備があるんですけど、そこには感知器設置しなきゃいけないよね。で、そこが、例えばですよ、消防法施行規則通りその部分が受けてるのであれば、もう何も無いんじゃないですかと。
1:52:42	もうクリアじゃないですかっていうふうになんて感じてました。ただ、ちょっと唯一ちょっと話を聞いてて違うなと思ったのは、今のその置かなきゃいけない場所は消防法施行規則通りではない。
1:52:53	いってことなんですかねあくまでそこについても、
1:52:58	はい。四国電力磯野ですそうです天井にはついておりませんので。はい。それはその理解です。
1:53:05	わかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:08	わかりました。だから守んなきゃいけないところがある場所をどう感知するかって言った時に漏れなく確実にっていうところで、いわゆる煙感知器をその天井ではないけど、
1:53:20	等間隔で置いてますよとか、それなりの間隔で置いてますよっていうことをやろうとしてるってことですよ。
1:53:26	はい。四国電力伊佐です。はい。その通りです。
1:53:31	うん。
1:53:32	規制庁西内です。やろうとしていることはちょっと今日理解ができたのでちょっとまず資料に明確にわかるように表現をいただければと思います。
1:53:43	はい。四国電力磯です。承知しました先ほどのお話、いただいた西内さんからお話いただいた、
1:53:50	内容も含めて、ピットの本当の上部については
1:53:55	防護対象設備は、
1:53:56	ない、ないというようなところの表現も含めながらはい、説明をさせていただきたいと思います。以上です。
1:54:04	はい。規制庁西内です。そうですね後はそれがフローでどう読めるのかっていうところかなとやっぱり思いますね。ちょっと今の話を聞いて思ったのは、
1:54:20	と、設計基準の適用だから、
1:54:30	例えば今 15 ページの方でこれ設計基準適用したフローになると思うんですけど、
1:54:37	空気の流れを考慮した設計なんですかね。
1:54:42	なんか若干違う気もしててなんかどう読めばいいのかなってちょっと思ったっていうところありますね。そこら辺のちょっとフローとの整合っていうところもちょっと意識はして欲しいかなという気はしました。
1:54:56	はい。四国電力の磯です。はい。そこも含めてちょっとフローとの整合も含めてちょっと再度確認いたします。以上です。
1:55:05	はい。規制庁西内です。ちょっと現時点で話聞いている限りでは何かやろうとしてることはすごい合理的な気はしてて、一方でちょっと全体枠の基本設計方針に当てはめたときにどう読めばいいのかとかって整理がちょっとよくわからないっていう部分かなと思いますのでちょっとまずはそこら辺を充実いただく程度スタートにして、
1:55:24	必要があればか審査会合とかでもまた議論ができればいいのかなという気はしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:30	はい。よろしくお願いします。
1:55:38	規制庁西内です後、一応この件で続けてなんですけど、
1:55:44	これは結局会合パワポを直してないだけなのかどうかよくわかんないんですけど、
1:55:51	会合パワポで言うところの、
1:55:54	96 ページ。
1:56:01	96 ページで、
1:56:03	使用済み燃料ピット等ってあるじゃないですか。
1:56:06	ここで、
1:56:07	てる対象箇所っていうのはこれはあれですかね先ほどアノタカハシの方からも質問させてもらいましたけど、要はピットの水の区画アマノ区域の話をしてるっちゃうことなんですかねここで言ってるのは、
1:56:20	全国電力タカキです。
1:56:22	認識いただいている通り水がある部分のみを指した記載となり、
1:56:27	理解できました。なるほど。了解ですわかりました。
1:56:40	あとは、少しお待ちください。
1:57:33	すみません、河西室の高橋です。ちょっと資料全体を通してちょっと言葉の定義づけをしていただきたいなという部分がありまして、
1:57:45	読んでまして感知器という言葉あと感知器等という言葉、後火災感知器という言葉、
1:57:53	火災感知器等という言葉、あと検出装置という言葉が出てきます。説明資料の中でですね、ちょっとそれのですねちょっと定義づけをしていただきたいいくてですね。
1:58:06	いろんな説明資料でそれらの言葉がこうバラバラといますか、
1:58:10	あまり遠いIIされてなく出てきてるような感がありましてちょっとどう定義付けて読むのかなというところで混乱しておりますのでまずわかりやすく、
1:58:21	それぞれの言葉が何なのかというのをちょっと定義づけていただきたいなというのがあります。いかがでしょうか。
1:58:29	四国電力高木です。
1:58:31	頭感知器に関わる言葉の定義と整理について、承知いたしました。
1:58:38	次回資料で反映いたします。
1:58:43	はい。葛西通タカハシですよろしくお願いいたします。
1:58:47	あと私からはですねえ。
1:58:52	9 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:53	ですね、9 ページの括弧 2 から始まって、
1:58:59	下の方をですね、取付面の高さが、
1:59:05	消防法施行規則 23 条 4 項で規定される高さ以上の場所についての説明で、
1:59:11	ちょっとこれ表現方法の話になってしまうんですけどもちょっと読んでて、ちょっと理解がちょっと難しかったなという感じですね、どこかという、
1:59:26	10 ページ目に行きまして、
1:59:28	消防法施行規則第 23 条第 4 項第 2 号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できないこととありまして、
1:59:39	これ該当する条文見たんですけどもこちらの、23 条 4 項第 2 号に規定されているものっていうのは別に熱感知器に限らず、様々な感知器の
1:59:51	何ですかね高さ制限といいますか、のが羅列されておりますので、
1:59:58	引用条文といいますか。
2:00:00	表現方法をですね。
2:00:02	ちょっと見直していただく。
2:00:04	ないなっていう。
2:00:06	だと。
2:00:08	わかりづらいかなという感想を持ちました。例えばなんでしょうね。
2:00:14	例えば熱感知器にあっては、
2:00:16	第何条、どこどこにより、
2:00:18	何メートル以上の場所には設置することができない。
2:00:21	この感知器にあっては第何条第 7 号により何メートル以上には設置することができないとか、
2:00:27	ですね、あとこれ煙感知器についてこの中では、表現されていないんですけども、煙感知器については表現不要でしたかね。
2:00:44	四国電力高木です。
2:00:47	ご指摘の箇所について理解いたし
2:00:51	把握いたしました消防法施行規則の除外条文を確認した上で再度表現、記載について、
2:01:00	見直しさせていただきます。
2:01:03	四国電力シゲマスです煙感知器につきましては
2:01:06	10 ページの 4 行目、炎感知器以外というところで、この感知器以外の熱と煙を記載するという趣旨で記載しておりましたので、そういうところをわかるように修正いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:20	はい葛西通タカハシですわかりましたよろしくお願いいいたします。
2:01:24	あとですね、
2:01:28	続いてのローンρですねカタカナローなんですけども、
2:01:32	す。
2:01:34	仁愛または府水蒸気が多量に対応する場所。
2:01:38	にあつては云々金により熱感知器以外の感知器等を設置することができないとなっておりますけども、ちょっと炎感知器キー
2:01:49	大野を調べてみたら炎感知器は水蒸気は確かに駄目なんですけども、人がいいの場所で、
2:01:57	ちょっと駄目だというのは見つからなかったんですが、
2:02:00	すいませんこれ、
2:02:03	宇和。
2:02:05	ジーンアイまたは水蒸気はこの感知キーワ駄目でしたかねちょっとすいませんお願いします。
2:02:19	省略し、シゲマスです。
2:02:21	ご指摘の通り、
2:02:24	事案につきましては、主
2:02:26	に 13 条のほうで記載
2:02:29	条件ございませんのでちょっと修正いたします。
2:02:37	すいません笠井ヤマシタですけど、今の
2:02:40	水蒸気の話で、
2:02:43	パワポの方ですね 93 ページ。
2:02:48	93 ページの一番下の水蒸気の発生するエリア。
2:02:52	ここの制約は、煙感知器のことしか書いてないんですよ。
2:02:58	ろうのところでは、
2:03:06	ろうのところでは熱感知器以外の感知器を設置することができない。
2:03:10	という記載でここも矛盾してるんでしょうかね。
2:03:24	四国電力シゲマスです。そちらの方も、
2:03:27	適切に記載できていなかったところございますので、
2:03:30	まず、
2:03:31	以上です。
2:03:33	はい。お願いします。
2:03:40	葛西さんのタカハシですちょっと 93 ページについてになんですけども、水蒸気の発生するより、エリアの制約のところですね、煙感知器が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:52	同水蒸気粉じん、結露の発生により、煙感知器が誤作動するため無煙火災を感知することができないというこの因果関係ちょっと説明してもらってよろしいでしょうか。
2:04:11	四国電力シゲマスです。
2:04:15	水蒸気とかそういった原因によりまして煙感知器が誤作動しますので、適切に煙、
2:04:23	差異の有無を感知することができないという趣旨で記載をしてございます。運営火災が実際に起きれば、それは感知、
2:04:32	できるの。
2:04:33	できるとは思うんですけども、それが5サトウの可能性もあるということで、
2:04:39	そういった趣旨で記載をしてございます。
2:04:42	火災数タカハシ先生わかりました。
2:04:45	そのような状況であっても無煙火災は完治することは、一応できることはできる。ただ後作動の可能性がさ、誤作動する可能性もたくさんあるというような、
2:04:56	認識間違いでよろしいですよ。
2:04:59	四国電力シゲマスアノオチ
2:05:01	ご認識の通りです記載が適切ではないと思いますのでこちらも修正をいたします。
2:05:30	はい。あとまた10ページのですねは、火災数タカハシです10ページのハの結論が発生する場所の説明で、
2:05:38	消防法施行規則23条第4項第1号の2により、煙感知器を設置することができないとありますけども、あと
2:05:49	同じくですね1号の方にもですねこの感知器の方で炎感知器の方でもですね結露部分設置することができないことになってますのでこの部分を反映させていただくと。
2:06:01	いいのかなと思いますよろしくお願ひいたします。
2:06:06	四国電力高木です。ご指摘について承知して、サイトウが規則の方を確認した上で反映を検討させていただきます。
2:06:16	はい。笠井通タカハシですよろしくお願ひいたします。
2:06:35	規制庁西内です。
2:06:38	今日時点で確認したい時、鴫田委員は以上でよろしいですかね。
2:06:44	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:45	そうしましたら、ちょっともう時間を過ぎてますのでちょっと今日のヒアリングでの確認事項を共通認識取れているかどうかについては、
2:06:55	別途東京支社を通じて事務的に送っていただく形でもいいですしご連絡いただければ、確認はしますし、何か疑問点は、とというところで、何か今日ヒアリング終わる前にここだけはちょっと聞いておきたいとかそういうところがあればと思いますけど何か四国電力の方からありますでしょうか。
2:07:17	少々お待ちください。
2:07:41	甘かった。
2:07:42	衛藤四国電力シゲマスアノちょっとお時間をしている中で申し訳ないんですけれども、
2:07:47	使用済み樹脂貯蔵タンク室、
2:07:51	について衛藤。
2:07:57	資料、資料 5 の 30 ページ以降ですね、そちらの方に説明を追加しております。もう長時間よろしければ、
2:08:04	簡単にこの辺りご説明してもよろしいでしょうか。
2:08:11	藤規制庁ニシウチです。どう。
2:08:18	ちょっと待ってくださいねすみません。
2:08:41	規制庁西内ですすみません、
2:08:44	若干今日、コメント回答は来てないという認識をちょっとしてしまいました。あれ、
2:08:51	前回結局、何か機能喪失しないことをどうやって説明するのっていう話を、前回のヒアリングで確かお願いをして、
2:08:59	それが返ってきたものって理解でよかったんですけど。
2:09:05	四国電力重松ですご理解の通りです。
2:09:09	なるほど。失礼しましたすみません一番最初の冒頭のコメントリストってちなみにこれどこに該当するんですけど。すみません。
2:09:20	小貫シゲマス進アノ申しわけ
2:09:23	2 月記載ができており、
2:09:26	規制庁ニシウチですや、すみません提出された資料をすべからく目を通していなくて申し訳ないんですけど、一方でコメントリスト形式にされるとどうしてもそこに目が行きがちな部分があるので、
2:09:38	ちょっとコメントリストで書いていただくんであればちょっともれなく書いていただくようにちょっと徹底いただければと思います。すみません私たちもちょっと抜けてた部分があった失礼しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:46	ちょっとそこはお互い今後気をつけてヒアリング進められればいいかなあとはちょっと感じましたそういう意味で最後声かけていただいた部分があったので、
2:09:54	そこでちょっと気確認ちょっとできればと思いますが少しかだけお待ちいただいていいですか。
2:10:02	はい、承知しました。
2:10:40	規制庁西内です。
2:10:44	ちょっと聞き先に聞いときたいのか。
2:10:49	あれ結局使用済み樹脂タンク室っていうのは、
2:10:54	あほ放射線へ移行放射線エリアに該当するって思えばいいんですかね。
2:11:02	四国電力シゲマスですご理解の通りです。
2:11:06	規制庁西内です。わかりましたであればあれですよねいわゆる火災の現象論とかを踏まえて漏れなく確実に感知する設計になってるかっていうのを、
2:11:16	やろうとしていて具体的には 32 ページ。
2:11:20	のところで、こういう
2:11:24	空調のな空気の流れてあって、ただその先で感知しますってそういう理解でいいんですかね。
2:11:34	衛藤四国電力シゲマスです。その先、
2:11:39	32 ページの図で言いますと、
2:11:41	この使用済み樹脂貯蔵タンク室の上部に排気ダクトがあるんですけども、
2:11:47	こちらの方、
2:11:52	排気ダクトにエルボ部とかございまして火災感知器の設置が困難というところで、
2:11:59	33 ページに記載しております通り、この部屋の中の火災荷重、それから等価火災時間、
2:12:06	をお示ししまして、
2:12:10	これらが火災、仮に火災が燃え、火災が発生して継続、発生したとしても、熱エネルギーが非常に少ないので火災が継続する、継続することはないと。
2:12:21	いうことをその結果、使用済み樹脂貯蔵タンクの設計基準に影響を与えることはないということを、衛藤、ご説明したものでございます。
2:12:32	規制庁西内です。理解できました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:41	ちょっとまず位置付けからなんですけど、
2:12:45	ちょっと待ってくださいね。
2:12:50	まず設計フローとの兼ね合いから行きたいんですけど、
2:12:56	そもそもだからあれか。
2:13:00	なるほど起こったことそういうことか。
2:13:05	あれ結局今回、火災感知器を設置しない場所っていうのは、
2:13:13	ちょっとパワーポイントの方で申し訳ないんですけど、96 ページに行ってもらった時に、この使用済み燃料ピットだこれ水飲みない場所ですよ ね。
2:13:21	それ以外に使用済み樹脂貯蔵タンク室等、使用済み樹脂タンク室と脱塩塔室、この三つだけで理解でよかったですよ。
2:13:36	四国電力重松です。3号機建屋については、衛藤そ
2:13:42	16 ペー
2:13:44	後、
2:13:45	97 ページの方にも一部ございますけれども、
2:13:50	その大きさとしましては 16 ページの
2:13:53	あ、なるほど理解します。
2:13:56	なるほど理解しましたで。
2:13:59	ちょっとそもそも感知器を設置しないっていう意味でいうと、ちょっとさっき設置する場合の条件があったじゃないですか。
2:14:10	なんかそもそも若干僕位置付けが違うのかなっていう理解をちょっとして いて、
2:14:15	これは認識にそこがあれば言っていたらいいですし、仁木そぐわ ないんでは直してもらえればと思うんですけど。
2:14:21	あくまで放射線条件とか天井条件で設置するときの条件で、
2:14:26	設置しない時ってどうするのかっていうと、やっぱりそもそも火災が発生 してもう、そもそも守るべき設備が機能喪失しないとかそういう話が、つ いてまわるものなのかなっていう気がしていますと。
2:14:39	要はそもそも設置してねっていう要求に対して設置しないっていうか らには、そもそもそういう状況ですよとかそういう話がないとなかなか 難しいんじゃないかという気がしていますと。
2:14:49	ていうところで今回説明いただいているように創出しないよっていうことを 説明いただいていると思うんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:56	であれば、まず、放射線の条件とかそういうところは別の枠だからそもそも特段の措置を講じなくてもいいよねっていう説明だけでクローズするのではないかっていう気がしましたっていうのがまず一つ。
2:15:08	ちょっとこれは単純にアノセ整理上の話ですよ。フローとかと関係を踏まえて、
2:15:13	だからフロー上のどこに入るのかっていうと多分一番最初の冒頭とかでそもそも特段の措置を講じなくていいエリアについてはオカないよっていうだけの話なのかなっていう気がちょっとしましたという人が一つ。
2:15:24	で、その上で、じゃあ機能喪失しないことをどうやって説明するのっていう話だと思っていてそれがまさにあの 33 ページのこの表話だと思うんですけど。
2:15:34	ちょっと難しいなって思うのがですね。うん。結局完治するときに、
2:15:40	この火災バックフィットをかけたときのはな議論として、もともとの事業者の設計としては、
2:15:48	守るべき設備とあとは下限だ可燃物ですよ、そういったものをねらっておいてました。
2:15:54	ていう設計をしていましたと。それに対して、今回火災バックフィットをかけて網羅性っていうものを求めました。
2:16:02	だからいうなれば感知の世界においては、そういった元にあるものだけではなくて、
2:16:10	要は何か持ち込みんみ可燃物が何かアマノに残置された場合とか、よくわからないんですけどそういう状況とかも考慮して、結局網羅性を求めたものっていうふうに理解してます。
2:16:21	を踏まえると、
2:16:24	この可燃物、熱エネルギーとかっていうこれ多分元にあるものをベースに作られてると思うんですけど、それでの説明が果たして妥当なのかどうかっていうところでちょっと今疑問をんはちょっと感じたところです。
2:16:40	例えばすごい、これは若干多分、
2:16:44	現実的に想定しえない条件かもしれないですけど、影響軽減とか火災過激を、
2:16:52	評価するときに使っているISOの標準曲線あるじゃないですか 3 時間耐火の。
2:16:57	ああいったもの例えば、計算してみるとか、そういったものでも何かより明確なのかなあという気がしたんですけど。
2:17:05	というのが 2 点目ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:10	今現時点でちょっと私が確認したかったのはこの2点ですけど、
2:17:15	ちょっとすみません何かいろいろしゃべっちゃいましたけど、
2:17:18	認識共通と共通費といいますかね、私が言いたいことって伝わってますかねすみません。
2:17:24	はい。四国電力の磯野です。はい。理解いたしました現在の状況としては、持ち込み可燃物というよりはもう設備上、実際にはもう照明、
2:17:39	しかなくて、それは持ち込みというよりも、
2:17:43	恒設の設備で、それが電線管で覆われて、それが局所的な火災となつて、
2:17:53	とかいうそういうことで書いてたんですけども、
2:17:57	やっぱりちょっとこれでは、こういう説明ではなくて、
2:18:01	もっと架空の中が、前、耐火曲線のようなそういう実際かなり燃えたとしても、
2:18:13	タンク自体が持つよとかそういうふうな説明が必要なのではないかという、そういう理解でよろしいでしょうか。
2:18:22	規制庁西内ですあのやり方は多分いくらでもあると思うんですよね。
2:18:27	やり方はいくらでもあると思うんですけど。
2:18:30	今の磯さんのお話の中であった、まさに元に今ある条件、下、下元の今の条件で評価した結果、
2:18:38	ていう説明が、この火災バックフィットで網羅性を求めた説明に照らして適切なのかどうかというところで、ちょっと疑問に感じてます。その一つのやり方として、
2:18:51	総務課標準曲線を使うとかっていうのであればそもそも火災の仕様規定として影響軽減のところでも使用しているものなので、より明確かなという気はしましたっていうのがちょっと、現時点での私の
2:19:05	確認したかった点ですね確認というかも気になっている点ですね。
2:19:10	よく磯野です拝承しましたちょっとどう、この横坑について説明するかはちょっと持ち帰って、
2:19:18	はい再度検討いたします。以上です。
2:19:21	はい。少なくとも規制庁ニシウチですけど少なくとも現行の説明でいくということであれば、先ほどお話したような火災バックフィットかけた趣旨っていうものに照らしてどうなのかというところはちょっと押さえていただきたいかなという気がしましたというところだけお願いします。
2:19:38	四国電力磯野で承知しました。
2:19:42	衛藤規制庁ニシウチです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:44	衛藤。
2:19:46	ちょっとすみませんコメントリストに載ってなかったんでちょっと若干確認が漏れたんですけど、追加的に何か今日やりとりしてない部分で、何かこのちょっと確認をお願いしますっていう部分何か四国電力側からありますでしょうか。
2:20:01	四国電力高木です。あと他には、こちらからは特にございません。
2:20:06	はい。規制庁西内です。承知しました。Dはちょっとスケジュールの方の確認に移りたいんですけど、
2:20:14	今日ちょっといろいろお願いをしたとあっていて、
2:20:17	特に全般最初の方に申し上げた個別具体的なリアーの要は、どういう条件に該当するのか、だからこういうふう設計しますっていう部分の具体的な説明って多分それなりに時間要すると思うんですよね。
2:20:34	一方で所管員これ申請いただいて、
2:20:37	初回の審査会合っていうのを9月の中旬に予定してる場所もあって多少優先順位つけてちょっと資料の修正とかお願いしたいんですけども、そういう意味では今の個別具体的な設計はちょっと引き続き準備をいただくとしてそれ以外の部分についてはできれば来週また早い段階で、
2:20:54	資料を修正したものを出していただいて、必要があればまたヒアリング
2:21:00	を実施した上で審査会合という形でちょっと考えてますけども、何かスケジュール感認識のそご等ございますでしょうか。
2:21:12	四国電力榊です。
2:21:14	そのスケジュールについて、特にコメント等ございませんが、二期のご提示いただいたスケジュールで準備等を進めさせて
2:21:22	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
2:21:26	そうしましたら規制庁側から全体通して何かありますか。よろしいですか。
2:21:30	はい。
2:21:31	四国電力側から何か全体通してありますかよろしいですか。
2:21:37	四国電力原子力カタカキです原子力部川浦は特にございません。
2:21:43	はい、ありがとうございますそうしましたら今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。
2:21:50	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。